

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがありますに御留意ください。



Australian Government
Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT 国別情報報告書 タイ

2023年12月18日

目次

略語一覧	3
用語集	4
1. 目的及び範囲	5
2. 背景情報	6
国の概要	6
人口統計	6
経済概観	7
政治制度	9
人権枠組み	10
治安情勢	11
3. 難民条約に基づく申立て	13
人種／国籍	13
宗教	13
（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見	14
関心対象となる集団	22
4. 補完的な保護の申立て	31
恣意的な生命の剥奪	31
死刑	32
拷問	32
残虐な、非人道的な又は品位を傷付ける取扱い又は刑罰	33
5. その他の検討事項	34
国家の保護	34
国内移住	37
帰還者の取扱い	37
文書	38
偽造の横行	39

略語一覧

ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)
AUD	豪ドル (Australian dollar)
BRN	バリサン・レボルシ・ナシオナル (Barisan Revolusi Nasional : 反政府集団)
DSI	特別捜査局 (Department of Special Investigation)
ECT	タイ選挙委員会 (Election Commission of Thailand)
FGM/C	女性器切除 (Female Genital Mutilation) ／割礼 (Cutting)
MFP	前進党 (Move Forward Party)
NCPO	国家平和秩序評議会 (National Council for Peace and Order)
SBP	南部国境県 (Southern Border Provinces : タイの深南部にあるパッターニー (Pattani) 、ヤラー (Yala) 及びナラーティワート (Narathiwat) の3県を指す。SBPは歴史的に分離独立派反政府活動の影響を受けてきた。)
THB	タイ・バーツ (Thai baht)
USD	米ドル (US dollar)

用語集

「態度の矯正（Attitude adjustment）」：当局が政治的対立者を拘禁し、その活動を止めるよう圧力をかけるため、尋問や軍士官による講義などを通じて相手に行なう指導

ヒジャーブ（Hijab）	：イスラム教徒の女性が着用するもので、頭を覆うスカーフ状の布地
ライン（Line）	：日本とタイで人気があるソーシャルメディアのアプリ
カトイ（Kathoey）	：トランスジェンダーの女性
不敬罪（Lèse-majesté）	：君主を誹ぼう中傷、侮辱又は脅迫する犯罪
シャリーア（Sharia）	：イスラム法

本報告書で使用する用語

高度のリスク	DFATは事案の強いパターンを認識している。
中度のリスク	DFATは行動パターンの存在を示唆するのに十分な数の事案を認識している。
低度のリスク	DFATは複数の事案を認識しているが、パターンを形成していると結論付けるには不十分な証拠しかない。

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、その特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人の登録文書又は身分証明書を取得する際の困難、文書を承認してもらう際の困難、恣意的な逮捕及び拘禁などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、法律上又は行政上の措置を講じないことなどにより、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げる行為

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）が取る行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による追放又は排斥行為

1. 目的及び範囲

1.1 この国別情報報告書は、外務貿易省（Department of Foreign Affairs and Trade : DFAT）が庇護申請者の保護地位について判断を下すことのみを目的として作成したものである。本報告書は執筆時点におけるDFATの最善の判断と評価を提供しており、タイに関するオーストラリア政府の方針とは区別される。

1.2 本報告書は、網羅的というよりも全般的な国の概観を提供するものである。本報告書は、保護ビザに関する個々の申請を参照するものではないが、オーストラリアの意思決定者が現在受理している保護ビザ申請を念頭に置いて作成された。意思決定者向けの政策指針は本報告書に含まれていない。

1.3 1958年移民法（*Migration Act*）第499条に基づき2019年6月24日に発出された大臣指令（Ministerial Direction）第84号は、以下のとおり記している。

外務貿易省が明確に保護地位の決定プロセスのために国別情報評価書を作成し、意思決定者がその評価書を利用できる場合、関連性があるならば、意思決定者はその決定を下す際に、当該評価書を考慮に入れなければならない。ただし、意思決定者が対象国に関する他の関連情報を検討することを妨げるものではない。

1.4 本報告書は、DFATがタイで入手した現地の知識と様々な情報源との議論を活用している。また、政府及び非政府情報源（米国国務省、世界銀行、トランスペアレンシー・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、フリーダム・ハウス、国境なき記者団、ジャーナリスト保護委員会、様々な国連機関及び信頼できるニュース源からの情報を含むが、これに限定されるものではない）から得た情報も考慮に入れている。DFATが報告又は主張の具体的な情報源に言及していない場合、これは情報源を保護することが目的であると考えられる。

1.5 この最新版タイ国別情報報告書は、2020年7月10日に公表されたタイに関する前回のDFAT報告書に取って代わるものである。

2. 背景情報

国 の概要

2.1 タイは、東南アジアで唯一欧米列強に植民地化されなかった国である。1932年にエリートが主導した革命が起きるまで絶対君主制だったタイは、それ以降民主主義と軍事政権が交互に入れ替わっている。君主の権限は憲法によって理論上は制限されているが、国王は政治、軍及び社会に大きな影響力を行使している。王室の権力と正当性は軍のそれと堅く結び付いている。軍はここ100年間でクーデターを十数回実行しており、タイの政治において中心的役割を維持している。

2.2 タイは1992年から民主主義の期間を経験しており、2000年代初めにタクシン・シナワット (Thaksin Shinawatra) 首相の台頭と共に民主主義は頂点を迎えた。タクシンのタイ愛国党 (Thai Rak Thai party) は タイの北部及び北東部の農村地域で幅広い支持を享受したが、ポピュリストとしての政策や汚職疑惑、また、王室に対して不忠であると認識されたことが彼を都市エリートから遠ざけた。その後に勃発したタクシンの「赤シャツ (Red Shirt)」支持者と「黄シャツ (Yellow Shirt)」反対派の間の紛争が、次の10年間におけるタイの政治を特徴付けることになった。

2.3 2006年のクーデターによってタクシンは失脚し、英國へ脱出した。2011年にタクシンの妹のインラック (Yingluck) が首相に選出されたが、その後彼女も2014年のクーデターによって失脚した。このクーデターで陸軍司令官のプラユット・チャンオチャ (Prayuth Chan-o-cha) が国家平和秩序評議会 (NCPO) の議長に就いた。NCPOは新憲法の承認を求めるため2016年に国民投票を実施し、2019年には国政選挙が行われた。軍が支援するプラユットの政党よりも野党の方が多い議席を獲得したが、連立政権を樹立することができなかつたため、プラユットが首相になった。

2.4 2016年10月にブミポン・アドゥンヤデト (Bhumibol Adulyadej) 国王が崩御し、子息のマハ・ワチラロンコン国王 (King Maha Vajiralongkorn : ラーマ10世) が王位を継承した。ラーマ10世は国王として、タイの政治と軍に対する影響力を強化し、また、王室財産管理局 (Crown Property Bureau) の支配権を握ってきた。伝えられるところによれば、これによりラーマ10世は世界で最も裕福な君主となったという。2020年初め、プラユット政権に対する一連の抗議運動が始まり、王室の改革要求にまで拡大した。当局は、機動隊を配備し、数百人の抗議参加者を逮捕することで対応した。逮捕された人々の多くは、本書の公表時点でも係属する訴訟に直面していた。

2.5 タイでは、2023年5月に国政選挙が行われた。その結果、進歩的な前進党 (MFP) がタクシン派のタイ貢献党 (Pheu Thai party) を上回り最多議席を獲得したが、軍に任命された上院からの支持を十分に確保できなかつた。最終的にタイ貢献党が11党から成る連立政権の主政党として政権を担うことになった。2023年8月22日に元実業家のセター・タヴィーン (Srettha Thavisin) 氏が首相に就任した。同日、タクシンは亡命先から帰国した ([政治制度](#)、[野党政治家](#)を参照)。

人口統計

2.6 CIAワールドファクトブック (World Factbook) は、タイの人口をおよそ7,000万人と推定している。出生率が低下し、平均余命が伸びた結果、人口は急速に高齢化している。2030年までに、タイ人のおよそ3人に1人が60歳を超えることになる。バンコクは首都であり、かつタイ最大の都市で、人口はおよそ1,100万人である。また、国内の北部、北東部及び南部にも大人口を抱える諸都市がある。民族の人口統計については人種／国籍、宗教の人口統計については宗教をそれぞれ参照されたい。

経済概観

2.7 タイは1960年代以降、急速な経済的及び社会的発展を遂げてきた。世界銀行は2011年以降、タイを高中所得国に分類してきた。しかし、COVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミック（世界的な大流行）が発生している間は経済が急速に収縮した。これは、通常GDPの11パーセントを占める外国人観光（観光部門全体としては、GDPのおよそ20パーセントを占める）が停止したことが主因である。観光は2022年に回復したものの、2023年のGDP成長率は予想を下回る低さだった。これは、タイの製品輸出に対する需要が鈍化したこと、選挙期間中であったために政府支出が低下したこと、また、政権樹立に予想以上の時間がかかったことが主な理由である。

2.8 タイの2023年第二四半期GDP成長率は、2023年の最初の3か月から鈍化した（前年の2.6パーセントから1.8パーセントに低下）。タイ銀行（Bank of Thailand）は2023年の年間成長率を2.8パーセントと予測していた（その後、2024年には4.4パーセントに回復する）。他の主要な経済部門としてサービス業、製造業及び農業がある。農業はGDPの10パーセント未満しか寄与していないが、総労働力のおよそ3分の1を雇用している。貧困率はこの30年間で著しく低下しており、1990年の58パーセントから2020年には6.8パーセントとなっている。それにもかかわらず、経済格差は今もなお極めて大きく、農村部の家計は概して都市部よりはるかに貧しい。

2.9 タイの公式失業率は世界で最も低い水準であり、わずか1.05パーセントとなっている。アナリストはこの理由を低い出生率、失業手当の欠如に加え、タイの大きな非公式部門で働く人々は、どれほどわずかな時間しか労働しなくとも雇用状態にあるとみなされる慣行にあると考えている。現実を見ると、タイには新卒大学生の間などで失業又は不完全雇用の状態にある人々が相当数存在する。その他の経済的課題としては、低い生産性、高水準にある家計負債、賃金の低下及び大規模な地下経済が挙げられる（治安情勢を参照）。

2.10 タイは過去10年の間に福祉制度を拡大してきた。18歳超で年収が10万タイ・バーツ（4,200豪ドル）未満であるおよそ1,450万人のタイ人は、国家福祉カード制度に基づき手当を受け取る資格がある。手当には、1か月当たり300タイ・バーツ（12豪ドル）の現金給付、公共交通機関費用として500タイ・バーツ（20豪ドル）相当のクレジット枠、ガスその他の公共料金請求金額に対する割引が含まれるほか、障がい者及び高齢者に対しては追加の現金給付が与えられる。

2.11 タイは、洪水や時折の干ばつなど異常気象事象を経験している。2011年には洪水が発生し、500人超が死亡したほか、500億豪ドル近くの損失と損害が生じた。2023年には「アジア史上最悪の熱波」がタイを襲い、国内の各地で気温が史上最高となる摂氏45.4度に達するなど、気候変動の影響にますますさらされるようになっている。

保健

2.12 タイは高度な医療制度を有している。タイ市民は政府が資金拠出する国民保険制度（Universal Coverage Scheme : UCS）に基づき、良質で手頃な公的医療を利用することができる。人口の75パーセント超がUCSの対象となっており、残りは公務員と民間部門従業員向けに構築された別個の制度の対象となっている。UCSは、一般医療、リハビリサービス、多く（しかし、全てではない）の高額治療及び救急治療から成る医療給付パッケージを提供している。在宅腎臓透析など特定の種類の治療には、依然として多額の自己負担費用がかかる。UCSの加入者は、地元にある医療施設や契約病院で無料の治療を受けられるほか、県立又は専門病院を紹介してもらえるゴールド・カードを受け取る。

2.13 全ての県、郡及び行政区には、県病院、郡病院及びヘルスセンターがそれぞれある。また、質の高い私立病院も多数ある。多くの裕福なタイ人や外国の医療観光客はこのような私立病院を第一に選択する。タイの医療職員は概して十分に訓練されており、国民1人当たりの医師数も国際基準を満たしている。それにもかかわらず、公立病院は過密状態や長い待ち時間、旧式の設備及び機器に悩まされている。

2.14 農村部の医療を改善するための政府計画が長期間にわたって実施されているにもかかわらず、都市部及び農村部間の大きな格差は根強く残っている。距離や貧困などの構造的障壁が存在しているため、農村部に住む人々は医療を利用する可能性がそれほど高くなく、また、健康状態が都市部の人々よりも悪くなる可能性が高い。COVID-19パンデミックによってタイの医療制度に重圧がかかり、特に高齢化するタイの人口に照らして、医療従事者を訓練し、より多く採用する必要性が露呈した（人口統計を参照）。

精神衛生

2.15 精神医療は、UCSの適用を受ける。全国に精神科専門病院が20施設あるほか、コミュニティベースの施設や総合病院内の精神科がある。精神病薬は全国必須医薬品リスト（National List of Essential Medicines）に掲載されており、UCSの適用を受ける。精神衛生局（Mental Health Department）は24時間年中無休のホットラインのほか、ソーシャルメディア上でチャットサービス、フェイスブックとラインでチャット・プラットフォームをそれぞれ提供している。これらのサービスの待ち時間は長くなる可能性がある。精神病を抱えて暮らす人々は、特に農村部で治療を利用しようとする際、困難に直面することが多い。全国で、特にバンコク以外で資格のある精神分析医が不足している。

2.16 タイ人の多くは、精神医療を求める際に社会的汚名が依然として阻害要因となっている。タイ人の多くは、精神病の原因が靈魂にとりつかれることや呪いなど超自然的なものにあると見ており、一部の人々は助けを求めて僧侶や黒魔術の実践者に頼ろうとする。不安症やうつ病など精神病の患者数は、COVID-19の感染拡大に伴うロックダウン（外出及び行動制限措置）の間に増加し、特に若者の間で自殺率が高まった。

薬物濫用及び治療

2.17 薬物濫用は、タイ社会にまん延する深刻な問題である。よく濫用される物質として、アルコール、大麻、ヤーバー（*ya ba*：メタンフェタミンとカフェインの混合物）及びクラトム（*kratom*：樹木の葉から作られる薬草興奮剤）がある。COVID-19パンデミックの間、薬物濫用は悪化したと報じられている。

2.18 タイは薬物犯罪者に対して歴史的に厳しいアプローチを取ってきており、刑罰には長期禁錮刑や死刑が含まれる。2022年以降、政府はそのアプローチを軟化させ、大麻とクラトムを非犯罪化したほか、薬物常用者に対して禁錮刑の代わりにリハビリ施設に入所する選択肢を提供した。大麻が非犯罪化されて以降、およそ5,000件の大麻販売店が開業している。批評家によると、これは社会的問題を引き起こした。薬物療法は診療所、仏教寺院及び軍隊様式のキャンプなどによって提供されている。選択肢は、バンコクにある「プリンセス・マザー薬物濫用治療国立研究所（Princess Mother National Institute on Drug Abuse Treatment）」で行うUCSの適用対象となる無料治療から、豪華な民間クリニックで行う毎月25万タイ・バーツ（1万豪ドル）以上かかる治療までの幅がある。治療の質と効果にはばらつきがあり、また、再発率は高い。

HIV/エイズ

2.19 タイはHIV/エイズ感染率がアジアで最も高い国の一だが、意識啓発運動や無料の検査及び治療の結果として新たな感染者の数は著しく減少してきた。コミュニティベースの組織や政府の医療提供者を通じて即日検査が利用できるほか、HIV陽性のタイ市民は全員、抗レトロウイルス薬治療をその場で受けることもできる。UNAIDS（国連合同エイズ計画）によると、HIV陽性の人々の94パーセントが自身の状況を認識しており、86パーセントは抗レトロウイルス薬治療を受けている。

2.20 タイでは2020年以降、コミュニティベースの組織や政府の医療提供者を通じて、HIVの暴露前予防（Pre-exposure prophylaxis：PReP）が広く無料で利用できるようになっている。その利用は、高リスク集団（性労働者及び男性と性行為をする男性を含む）の感染率低下とともに、高く評価してきた。2023年、政府はコミュニティベースの医療提供者がPRePを処方するのを禁じ、UCSの対象とならないPReP利用者にPReP費用を支払うことを義務付ける規則改正を発表した。NGOは、この改正がPRePの利

用の低下やHIV感染者の増加につながるのではないかと懸念している。

教育

2.21 タイは小学校と中学校の普通教育を無償で提供している。6~15歳の児童は全員、通学する義務を負う。基礎教育における入学率は男児、女児とも高い。タイにおける教育の質は、国際基準や他の東南アジア諸国との基準と比較すると不十分である。農村部の生徒は、教師や学習教材、物理的インフラが不足しているため、都市部の生徒よりも成績が悪くなる傾向がある。恵まれないコミュニティや移民の児童、また、障害を抱えて生活する児童は、中途退学する可能性が最も高い（難民及び庇護希望者、無国籍者、児童、障害を抱えて暮らす人々を参照）。COVID-19パンデミックの間、学校閉鎖のために1,300万人超の児童が学習機会を失った。政府はリモート学習の選択肢を一部与えたものの、世帯のインターネット利用率が限られていることが多くの生徒にとって障壁となった。

政治制度

2.22 タイは立憲君主国であり、マハーワチラロンコン国王が国家元首を務める。同国王の公式な権力は限定されているが、タイの警察と軍に大きな影響を及ぼしている（軍を参照）。国民議会（National Assembly）は、選挙で選出された議員500人を定数とする下院と任命された議員250人を定数とする上院で構成される。現在の上院議員は全員が直近の暫定軍事政権によって任命されており、その多くが軍と緊密に連携している（近年の歴史を参照）。下院議員の任期は4年、上院議員は5年である。

2.23 地方に目を向けると、タイは76の県と2つの特別行政区（バンコク及びパタヤ（Pattaya））に分かれている。県知事は任命されるが、バンコク及びパタヤの首長は選挙で選出される。県は更に郡に区分される。郡は中央政府に任命された郡長が主導する。地方自治体の下位区分には行政区、自治市町及び村があり、いずれも住民がその指導者を直接選出する。男性村長又は女性村長は、集団行動の組織化や紛争の調停などを通じて、村落の生活に重要な役割を担っている。

2023年国民選挙

2.24 タイは2023年5月14日、2019年に民主主義が復活して以降2度目となる国政選挙を実施した。「アジア自由選挙ネットワーク（Asian Network for Free Elections : ANFREL）」は、この選挙を「適切に運営され」、「おおむね自由かつ公正」であったと形容した。批評家らは軍が支援する政党を有利に扱う憲法の枠組み、言論の自由に対する制限、国家が主導する偽情報運動などの欠陥を指摘した。票の買収に関する報告がいくつかあったものの、暴力に関する報告はなく、ANFRELは投票者に対する威圧又は投票所での不当な影響力を観察しなかった。投票率は記録的な75パーセントであった。

2.25 選挙運動は概して、軍が支援する保守的な政党、タクシン派のタイ貢献党及び進歩的な前進党の間で行われる三つ巴の争いであった。前進党は福祉の拡大、最低賃金の引上げ及び徴兵制の廃止の提案など強力な改革主義を反映した公約を掲げて選挙運動を行った。また、議論を呼ぶことになったが、同党はタイの厳格な不敬罪法の改正も提案した（王室を批判する人々を参照）。

2.26 前進党がタイ貢献党より優位に立って最多議席数を獲得したが、軍が支援する政党は票数を伸ばせなかった。前進党のピター・リムジャロエーンラット（Pita Limjaroenrat）党首はタイ貢献党その他6政党などと連立政権を形成するため、直ちに交渉を開始した。前進党ピター党首の首相立候補は、特に前進党が不敬罪法の改正を提案していることから、軍が任命する上院議員によって強く反対された。2017年憲法に基づき、ピター氏は首相になるために上院議員の過半数の支持を必要とするが、この目標には遠く届かなかった。一方、タイ貢献党は、これまで除外することを誓約していた親軍政党を含む新連立政権を形成し、2022年8月にタイ貢献党の候補者セター・タウィーン氏が首相に就任した。

汚職

2.27 タイは「腐敗の防止に関する国連条約（United Nations Convention Against corruption : CAC）」の締約国（人権枠組みを参照）であり、表面的には汚職を防止し、撲滅するための強固な法的枠組みを有している。それにもかかわらず、タイでは汚職がまん延している。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の2022年度腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）でタイは180か国中101位にランク付けされた。トランスペアレンシー・インターナショナルの2020年データ（入手できる最新の数値）によると、前年にタイ人の4分の1が行政サービスを利用するにあたり賄賂を支払っており、また、タイ人の40パーセントは警察の大半又は全てが腐敗していると考えている。

2.28 身分証明書の取得（文書を参照）、子供の学校入学及び交通違反の罰金逃れなどのために賄賂を払ったり、個人的人脈を利用したりすることは一般的である。こうした状況を引き起こす要因としては、公的部門の低い賃金、事業を行う際の贈物の交換及び汚職を体系的な社会的又は政治的問題としてではなく単に「悪人」の行為と考える傾向などが挙げられる。

2.29 国内外の監視団体の報告によると、高官、政治家及び軍隊の間で高レベルの汚職は一般的である。軍が支援するプラネット政権は、腐敗を終わらせるという誓約を立てることでインラック政権の打倒を正当化したにもかかわらず、副首相が無申告で68万5,000タイ・バーツ（100万豪ドル）相当の高級時計コレクションを集めていたことが暴露された事件や、首相の上級補佐官が宝くじ詐欺に関与した事件及びタイ海軍による中国製潜水艦の調達における不正行為など数々のスキャンダルに関与していた。

2.30 国家腐敗防止委員会（National Anti-Corruption Commission : NACC）は、政治家、裁判官及び政府職員の汚職疑惑を調査する権限を与えられている。批評家らの主張によると、NACCは高度に政治化されており、政治的対立者に対して申し立てられた苦情については積極的に追及する一方で、親軍政権が犯した不正行為に対する申立ては無視又は却下した。

人権枠組み

2.31 タイは、「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance : CED）」及び「全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families : CMW）」の2つを除く全ての中核的な国際人権法律文書の締約国である。詳細については、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）ウェブサイトを参照されたい。

2.32 憲法には、表現、平和的な集会及び結社の自由を含む様々な人権に対するコミットメント（誓約）が盛り込まれている。政府が常にこれらの権利を実際に尊重しているわけではない。

国内人権機関

2.33 タイ国家人権委員会（National Human Rights Commission of Thailand : NHRCT）は、2017年に設置された。NHRCTは人権侵害を調査し、人権を促進し、人権の保護に関して政府に勧告し、また、人権状況に関する評価書を作成する権限を与えられている。OHCHRは現在、NHRCTを「レベルA」と評価している。これは国内人権機関を統治するパリ原則（Paris Principles）に全面的に準拠していることを意味する。NHRCTは、欠点が認識されたために数年間「レベルB」に格下げされていたが、その後2022年にレベルAを取り戻した。国内の複数の人権団体は、独立性を欠くとともに人権侵害について国家職員に責任を追及していないとしてNHRCTを批判してきた。

治安情勢

2.34 タイの治安情勢は概して安定しているが、2つの注目すべき例外がある。継続する南部国境県（SBP）における反政府活動と、定期的に行われて時には暴力に至ることがある政治的デモである。一部の国境地帯は、武装紛争、地雷、麻薬取引に関連する暴力及び全般的な無法状態によって危険な状況にある。組織犯罪と汚職は、深刻な問題である。国内には違法薬物の取引、人身及び野生動物の売買、違法伐採、マネーローダーリング（資金洗浄）並びに偽造などの大規模な地下経済がある。

2.35 軽犯罪、詐欺及び不正行為は全て一般的である。タイの銃所有率は高く、一見して些細な個人間の争いが暴力事件に発展することもあり得る。近年、大量殺人事件が何度か発生したため、薬物、銃器及び軍隊や警察の文化（これらの殺人事件は全て兵士又は警官が関与していた）をめぐって社会的論議が起こっている。専門学校間の対抗意識も、特にバンコクでは深刻な暴力事件をもたらすことがある。

2.36 大規模な攻撃はまれだが、テロリズムはタイ国内における継続的な懸念事項である。大半の事件は南部国境県（SBP）における反政府活動に関係している。2022年8月、パッターニー県、ナラーティワート県及びヤラー県で相次いで起きた17件の放火と爆弾攻撃によって、ガソリンスタンドとコンビニエンスストアが標的となり、3人が負傷した。2022年12月、ソンクラー（Songkhla）県で故意による列車脱線事故が起きた後、爆弾攻撃により鉄道作業員3人が死亡した。SBPにおけるテロ攻撃事件は依然として起きてはいるが、政治的決着に向けた交渉が進展している状況と並行し、近年では減少している。

2.37 テロ攻撃は、バンコクやその他の大都市でも発生することがあった。2019年8月、ASEANサミットの開催と同時に一連の爆発がバンコクで起き、7人が負傷した。2016年、タイ南部にある人気の観光目的地に一連の爆弾攻撃が行われ、4人が死亡し、36人が負傷した。2015年、バンコクのエラワン廟（Erawan Shrine）で爆弾攻撃があり、20人が死亡し、125人が負傷した。

2.38 ミャンマーにおける紛争は、同国からの難民を多数受け入れているタイの西部国境に飛び火することもある（DFAT国別情報報告書：ミャンマーを参照）。2022年6月、ミャンマー空軍のジェット機は国境のミャンマー側にいた反政府集団を攻撃したが、その前にタイ領空に侵入していた。また、2021年、ミャンマー軍が発射した砲弾がタイ側に着弾したこともあった。タイとカンボジアは、タイ北東部のシーサケート（Sisaket）近くにあるプレアヴィヒア寺院（Preah Vihear Temple）の周辺地域の領有権をめぐって長年にわたり国境紛争を続けている。同地域は、両国が2011年に協定書を締結して以降、平穏である。

人身売買

2.39 タイは、タイ人及び外国人の人身売買に関する目的国、源泉国及び中継国である。女性、児童、LGBTQIA+の人々、民族的少数派及び無国籍者は特に被害に遭いやすい。女性と児童は人身売買の犠牲となって売春宿、マッサージ・パーラー、バー、カラオケラウンジ、ホテル及び個人住宅などで働く。労働を目的とする人身売買の業者は、商業漁業、養鶏産業、製造業、建設業、農業、家庭内労働及び物乞いなどにおいて移民労働者を搾取している。最新の傾向としては、タイ人その他をミャンマーとカンボジアへ入国させ、違法なコールセンターでの勤務又はオンライン詐欺への参加を強制する形を取る人身売買が増加している。

2.40 労働を目的とする人身売買の業者は、債務に基づく強制（高利貸の被害者を参照）や高賃金の職を紹介するという虚偽の約束を通じて移民を搾取することが多い。人身売買被害者は、脅迫、拷問及び殴打などの深刻な人権侵害にさらされる。腐敗した官僚も、人身売買ネットワーク内で共謀することが多い。

2.41 タイは人身売買を撲滅するために多大な努力を払っているものの、米国国務省（US Department of State）の2023年度人身取引報告書（Trafficking in Persons Report）では、「人身取引の撲滅に関する最低基準を十分に満たしていない」ことを示す第2階層のリストに記載された。性及び労働目的の人身売買は2008年人身売買禁止法の下で犯罪とされており、禁錮刑と多額の罰金刑が科される。2021年、政

府は188件の人身売買事案を捜査し、414人の人身売買被害者を特定し、数人の官僚を含む82人の人身売買業者に有罪判決を下した。国際監視団体によると、一部の官僚と警察は被害者を搾取する仲介業者や人身売買業者から賄賂や貸付を受け入れるなど人身売買犯罪に直接加担しており、汚職は人身売買防止活動の実効性を弱めている。

2.42 政府が運営するシェルターは人身売買被害者に対し、カウンセリング、法律扶助、医療、民事補償、経済的支援、証人保護、教育又は職業訓練及び雇用支援へのアクセスを提供している。政府は短期滞在用シェルターとして76施設、また、長期滞在用地域シェルターとして9施設（成人男性とその家族向け4施設、女性被害者向け4施設、男児被害者向け1施設）を運営している。

2.43 外国人の人身売買被害者と証人は、その人身売買業者を被告人とする訴訟手続が結審した後、タイ国内に最長2年間在留し、働くことがタイの法律で認められている。しかしながら、シェルターで生活するためには、人身売買業者とされている者の起訴への参加に同意することが条件である。被害者は起訴に関わることを恐れる又はそうしたがらないことが多い。人身売買の被害者は不法移民と間違われてしまうことが多いため、結果として拘禁及び／又は国外退去の対象者にされてしまう場合がある（難民及び庇護希望者、無国籍者、拘禁及び刑務所を参照）。

3. 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 タイのアイデンティティは伝統的にタイの国家及び国民の单一性を強調してきたが、国民は民族的及び言語学的に多様である。2010年の国勢調査は人口の95パーセントを「タイ族」に分類しているが、この「タイ族」には言語や文化、また、ある程度は外見において、地域間のばらつきが相当ある。マヒドン大学 (Mahidol University) の「タイの民族言語学的地図 (Ethnolinguistic Map of Thailand)」は、タイ国民を更に中部タイ人 (Thai Klang、39パーセン) 東北部タイ人 (Lao/Isaan、28パーセント)、北部タイ人 (Khon Meung、10パーセント) 及び南部タイ人 (Khon Tai、9パーセント) に分類できることを示唆している。タイ人は、アクセントや外見でどの地域の出身なのかを見抜けることが多い。

3.2 イサーン (Isaan) 地域出身のタイ人は、比較的浅黒い肌と農村部出身であることを理由として歴史的に差別を経験してきた。2021年11月、インターネット利用者のグループがソーシャルメディア・アプリの「クラブハウス (Clubhouse)」上でイサーンの人々について人種差別的コメントをした後、謝罪を強いられた。このコメントは広く非難され、所管大臣は「扇情的な、虚偽又は差別的な」発言をした人々はコンピュータ犯罪法 (Computer Crimes Act) に基づき起訴される可能性があると述べた。タイでは、このようなあからさまな差別は比較的まれである。DFATは、近年タイで人種的動機に基づく暴力があったことを把握していない。

3.3 19世紀末から20世紀初頭にかけて多数の中国人がタイに移住してきた。その多くは現地のタイ人と異人種間結婚をし、最終的にタイ人の名字とアイデンティティを選ぶようになった。中国系タイ人は高度に融合しており、現在、人口の14パーセントが少なくともある程度の中国人の資質を受け継いでいると考えられている。また、タイは相当な人口を有するクメール (Khmer) 族 (およそ140万人)、マレー (Malay) 族 (およそ90万人) 及び様々な丘陵部族その他の少数派集団の故郷でもある。「人種差別撤廃条約に責任を負う委員会 (Committee Responsible for the Convention on the Elimination of Racial Discrimination)」に提出した2019年度報告書の中で、タイ政府は「初めから」タイ国内に存在している民族として62の異なる人種集団を認めた。

3.4 タイは、多数の難民 (その大半はミャンマー出身) を受け入れている ([DFAT国別情報報告書：ミャンマー](#)を参照)。こうした難民の多くは無国籍である。また、農村部や国境地帯に居住する民族的少数派コミュニティ内の無国籍者も高い比率を占めている。これらの集団に関する情報については、難民及び庇護希望者、無国籍者を参照されたい。

3.5 タイの市民権を持つ民族的少数派はその民族性を理由に公的及び社会的差別を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

宗教

3.6 タイの法律は仏教徒、イスラム教徒、バラモン・ヒンドゥー教徒 (Brahmin-Hindus)、シーカ教徒 (sikhs) 及びキリスト教徒の5つの宗教集団を公認している。仏教徒の人口は総人口の85～95パーセントを、イスラム教徒は人口の5～10パーセントを占めると推定されている。その他の集団としては、精靈信仰者、キリスト教徒、儒教信者、ヒンドゥー教徒、シーカ教徒及び道教信者が挙げられる。

3.7 憲法第27条は、宗教的信条の相違を理由とする不当な差別を禁じている。第31条は信仰を公言し、その教義に従ってある形式の礼拝を実施又は実践する自由を全面的に享受する権利を市民に保障している。

ただし、憲法はそれがタイ国民の義務に反してはならず、また、国家の安全を危険にさらしたり、公共の秩序又は善良な道徳に反したりしてはならないとも定めている。あらゆる信仰の宗教集団は、当局の干渉を受けずに布教することができ、また、若干の例外はあるが（[イスラム教徒を参照](#)）、礼拝所を設置し、その宗教を自由に実践することができる。

3.8 [イスラム教徒](#)（以下を参照）を例外として、タイの宗教的少数派集団は概して、その宗教を理由に公的又は社会的差別を受けるリスクにさらされていない、とDFATは評価している。

イスラム教徒

3.9 イスラム教は、タイの深南部の3県（ナラーティワート、パッターニー及びヤラー）とサトゥーン（Satun）県における支配的な宗教である。バンコク、チエンマイ（Chiang Mai）及び国内のその他の地域にも少数のイスラム教徒がいる。南部のイスラム教徒の大半はマレー族であるが、タイのイスラム教徒の中にはタイ族や南アジア、中国、カンボジア、ミャンマー及びインドネシアからの移民の子孫も含まれている。タイのイスラム教徒のおよそ99パーセントがスンニ派である。

3.10 タイには反イスラム的感情が存在しているが、あからさまな差別は比較的まれである。イスラム教徒のアイデンティティが南部国境県（SBP）における反政府活動を発生させることになった様々な要因の一つであるものの、専門家は概してこれを宗教的なものではなく、主に民族主義者の紛争として分類している。2018年5月、パッターニー県のある小学校はイスラム教徒の生徒がヒジャーブを着用するのを禁止し、違反した場合は「善良な振る舞い及び行動」について減点することで罰を与えたと報じられている。この方針は、後に現地の行政裁判所（Administrative Court）によって覆された。2017年9月、ソンクラー県の治安職員は著名な僧侶であるアフィチャット・プロムジャン（Aphichat Promjan）を逮捕した。彼はSBPで僧侶が攻撃された事件に報復するためモスクを焼き払うよう政府に促した。その後、彼は僧侶職を剥奪された。

3.11 国内的一部の地域に住む僧侶らは、仏教徒が多数派を占めるコミュニティ内にモスクを建設することに反対してきた。2021年、ある仏教徒集団はナコーン・ラーチャシマ（Nakhon Ratchasima）県にモスクが建設されるのを防ごうとしたが不成功に終わった。2017年、コーン・ケーン（Khon Kaen）の村民は、個人宅内に設置されていたイスラム教徒礼拝室の登録に反対票を投じた。また、2017年、ブンカーン（Bueng Kan）県の仏教徒は、イスラム過激主義に対する恐れを引き合いに出して、本人たちのコミュニティ内にモスクが建設されるのに反対した。タイ仏教保護センター（Buddhism Protection Center of Thailand）などの組織は、反イスラム的資料を配布してきたと報じられている。

3.12 タイの法律は、南部国境県（SBP）におけるイスラム教徒コミュニティの管理体制を概説している。法務省（Ministry of Justice : MOJ）は、SBPのイスラム教徒住民が結婚、離婚及び相続など身分に関する事項について、特別な訴訟手続としてシャリーア法を国内民法の枠外で利用することを認めている。県裁判所はこの法律を適用し、シャリーア法の専門家が裁判官に助言している。SBPにおける委員会メンバーは、同地域の民族主義者及び宗教的緊張に対処するに当たって政府職員に対する助言者としての役割を果たしている（南部国境県（SBP）における反政府活動と関係がある人々を参照）。

3.13 SBPの外に住むイスラム教徒はその宗教を理由に社会的又は公的差別を受ける低度のリスクに直面しているとDFATは評価している。南部国境県（SBP）における反政府活動に関して、民族的、宗教的及び政治的問題が重複しているが、大半の場合、宗教は主たる原動力というよりも一要因にすぎないとDFATは評価している。

（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見

3.14 憲法第34条は意見を表明し、演説を行い、著述し、印刷し、公表し又はその他の手段で表現する権利を保障しているが、国家安全保障、公共の安全若しくは善良な道徳を維持するため、又は国民の健康を保護するためにこの権利が法律で制限されることを認めている。第44条は平和的な集会を開く

権利を保障しているが、国家安全保障、公共の安全、公共の秩序若しくは善良な道徳を維持するため、又は他の人々の権利若しくは自由を保護するためにこの権利が法律で制限されることを認めている。

3.15 このような憲法上の保障があるにもかかわらず、人権活動家は批評家を沈黙させるために司法部門による嫌がらせや「ローフェア (lawfare : 武器を用いて法律を悪用して相手と戦うこと)」を頻繁に利用しているとして政府を批判してきた。利用された法律には、以下が含まれている。

- ・ 刑法 (Criminal Code) 第112条 (レセ・マジェスティ (Lèse-Majesté) : 不敬罪)
- ・ 刑法第116条 (「扇動法」)
- ・ 刑法第326条～第333条 (名誉毀損罪)
- ・ コンピュータ関連犯罪法 (Computer-Related Crime Act) (2007年、2017年改正)
- ・ 集会法 (Public Assembly Act) (2015年)
- ・ 非常事態下における行政に関する緊急命令 (Emergency Decree on Public Administration in Emergency Situation) (2005年)
- ・ 国家平和秩序評議会 (NCPO) 布告 (2014～2019年)

具体例については、王室を批判する人々、野党政治家、抗議参加者、市民社会団体、人権擁護家及び内部告発者並びにメディア及びジャーナリストを参照されたい。

3.16 同じ目的で企業、個人及び当局は、特に名誉毀損法 (criminal defamation laws) に基づき、いわゆるスラップ訴訟 (Strategic Lawsuits Against Public Participation : SLAPP、市民参加に対する戦略的訴訟) を利用することが多い。政治的意見に基づく身体的暴力、強制失踪及び超法規的殺害はまれではあるが、発生している。具体例については、王室を批判する人々並びに市民社会団体、人権擁護家及び内部告発者を参照されたい。

3.17 一般に、軍事政権下より文民政権下の方が、政治的表現をする場は広い。タイが2019年に民主主義へ復帰して以降、タイの政治は妥協のない政治的見解の交換を特色としてきた。政府に関する批判は一般的であり、受け入れられてきた。2023年の選挙の前、複数の国内情報源によると、今の環境では「王室を除き、何についても話せる」という。実際は例外が適用される。野党、抗議参加者並びに市民社会団体、人権擁護家及び内部告発者を参照されたい。

3.18 王室を批判する人々を重要な例外として、一般市民は概して政治的意見に基づき公的又は社会的差別を受けるリスクにさらされていない、とDFATは評価している。野党、抗議参加者及び内部告発者などの集団も政治的意見に基づき公的又は社会的差別を受けるリスクにさらされている、とDFATは評価している。それぞれの評価については該当する章を参照されたい。

王室を批判する人々

3.19 タイの厳格な不敬罪法は、王室に対する批判を全て禁じている。刑法第112条に基づき、「国王、王妃、皇太子又は摂政を誹ぼう中傷、侮辱又は脅迫した」者は皆、3～15年の禁錮刑を科される。個人に対して同時に複数の罪状について起訴することができ、刑罰は累積的であり極めて長い刑期になることがある。2021年、65歳の公務員は王室を侮辱したとみなされる音声の一部を共有した罪で43年の禁錮刑を言い渡された。また、2017年、ある男性は王室を侮辱したとみなされるソーシャルメディアの投稿記事で35年の禁錮刑を言い渡された。

3.20 法律は何が王室に対する侮辱を構成するのかを定義していないため、多岐にわたる行為や発言を違法と解釈するかどうかは裁判所に任されている。これらの行為や発言の中には、これまで例えば、横断幕の掲示、ステッカーの印刷、オンラインでの発言（私的なチャットルームを含む）、ソーシャルメディアの投稿記事に「いいね」と応答する若しくは同記事を共有する行為、王室を批判した者と一緒にステージに立つ行為、王室のペットに対する批判及び歴史上又はフィクション上の君主に関する著述などが含まれていた。2022年2月、2人の女性は国民が王室の車列を煩わしいと感じるかどうかに関する世論調査を実施したとして不敬罪で起訴された。2023年3月、ある男性は、黄色いアヒル（2020～21年におこなわれた抗議運動のシンボル）を特集したカレンダーを公表したとして2年の禁錮

刑を宣告された。これは国王をあざ笑う行為である、と当局は語った。

3.21 2006年から2017年にかけて合計141人が不敬罪で起訴された。この中には赤シャツ派や2006年と2014年のクーデターを批判する人々が含まれていた。最年少者は13歳であった（児童を参照）。2016年にプミポン国王が崩御した後で起訴のスピードは遅くなつたが、2020～2021年の抗議運動を受けて起訴件数が急速に増加した。それ以降、360人超が不敬罪で起訴されており、この人数は2006～2020年の全期間に起訴された人数の2倍を超えている。国内情報源は2023年、不敬罪の利用は「史上最悪」であり、新たな訴訟が毎週又は毎日、提起されていると報告した。

3.22 タイの法律は、市民がお互いを相手にして不敬罪について告訴することを認めている。超王政主義者自警団（Ultra-royalist vigilante groups）は証拠を収集して第112条に基づき市民を告訴するとともに、他者にも告訴するよう促している。国内外のメディア報道によると、2014年のクーデターを受けて、リエントン・ナンナ（Rienthong Nanna）退役少将（Major-General）が率いる「ゴミ収集組織（Rubbish Collection Organisation）」は王室を侮辱したとして同組織が非難した市民数百人を相手に嫌がらせ、誹謗中傷及び告訴を行う運動を主導した。最近は、タイ・パックディー（Thai Phakdee）（「忠実なタイ人」）などの自警団と「ネットいじめ被害者のための法律扶助センター（Center of Legal Assistance for Victims of Cyberbullying）」（「ミニオン軍（Minion Army）」としても知られる）が、王室を侮辱しているとして彼らが非難している人々を標的にしている。こうした集団の戦術として、オンラインによる脅し、ドキシング（個人情報をインターネット上にさらす行為）、市民が不敬罪について告訴するためのガイドラインの公表などがある。2021年6月、ミニオン軍の代表は、およそ90件の告訴状を当局に引き渡した。

3.23 不敬罪で告発された人々は通常、保釈を認められず、法律扶助を利用できず、出国を禁じられる。一部の弁護士は第112条に基づく訴訟事件を無料で引き受けているが、資格がある弁護士の数が訴訟件数に照らして十分でない。被告人が保釈を認められる場合、被告人は政治活動を停止するという誓約書に署名した上で、電子監視装置を装着するよう義務付けられることが多い。人々はこれらの監視プレスレットがかさばり、常に充電する必要があり、また、買い物や学校など日常活動をする上で邪魔になると苦情を漏らしている。不敬罪で告発された人々は、例えば、明らかに罪を着せられた場合など、告発の訴因である行動を取っていないことを証明できない限り、釈放されることがほとんどない。

3.24 近隣諸国に在住する少数のタイ人反王室活動家は、タイに強制帰還させられたり、失踪させられたり又は殺害されたりしてきた。2018年12月、ラオスに住んでいたタイ人反王室活動家3人の遺体が縛られ、手足を切断された状態のままメコン川（Mekong River）で発見された。この男性らは反王室を訴えるラジオ番組を放送し、タイでの抗議活動を促していた。2020年6月、37歳の反体制派タイ人であるワンチャルーム・サッサクシット（Wanchalearm Satsaksit）がカンボジアのプノンペンにある自宅の外で誘拐され、再び見かけることはなかった。一部の活動家によると、彼の失踪は反王室活動に関係していた。DFATは、反王室活動家などタイ人反対派政治家が、ベトナム、カンボジア、ラオス及びマレーシアの当局によってタイに強制帰還させられているという報告が複数あるのを把握している。

3.25 ワチラロンコン国王の治世下で、王室警備隊、王宮職員その他王室とつながりがある者は、罪を犯したと認識されたために処罰してきた。2016年から2020年にかけて、少なくとも86人が「職権濫用」、「傲慢」、「不忠」、「極度に邪悪な行動」などの不正行為によって王室官報（Royal Gazette）に氏名を掲載された。刑罰には、降格、階級及び勲章の剥奪、刑務所への収容、場合によっては、虐待や暴力とされる行為が含まれていた。

3.26 伝えられるところによると、バンコクのダヴェーヴァッタナ宮殿（Dhaveevatthana Palace）内には、君主の感情を害した「内部関係者」向けに王室刑務所が維持されているという。この刑務所内で殴打されたり、排せつ物の中を転がるよう強制されたり、過度な重労働を強いられたりするなど残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いをされたという信頼できる報告が複数ある。2015年、元宮殿内部関係者3人は王室慈善事業「父のためのバイク（Bike for Dad）」向けの資金を横領した嫌疑で逮捕された後、勾留中に死亡した。この3人の死をめぐる正確な状況は依然として不明である。

3.27 國際メディアの報道によると、一部の王妃と側室は、不品行と認識された行動で処罰してきた。2020年、ワチラロンコン国王の元妻であるスリラスミ・スワディ（Srirasmi Suwadee）がラーチャ

ブリー (Ratchaburi) の自宅に軟禁された状態で生活しているように見えるところを写した写真が流出した。また、2019年10月、王室官報による発表で、側室のシニーナート・ウォンワチラーパック (Sineenat Wongvajirapakdi) が「不忠」であり「自らの地位を王妃と同じ地位に引き上げ」ようとした嫌疑でその職位を解任され、称号を剥奪された。シニーナートの職位と称号は2020年9月に復活したが、彼女は国王のちよう愛を再び失い、2021後半以降は公の場に出ていないという報告が複数ある。

3.28 王室を批判したとして告発された人々には不公正な裁判、保釈の拒否及び長期にわたる禁錮刑という形態で公的差別を受ける高度のリスクがある、とDFATは評価している。また、こうした人々には超王政主義者自警団による脅迫及び威圧という形態で社会的嫌がらせを受ける中度のリスクがある。王室を批判して、近隣諸国へ逃れた注目度の高い批評家には強制送還及び／又は王政主義者による暴力（強制失踪や超法規的殺害を含む）という形態で公的差別を受ける中度のリスクがある。国王のちよう愛を失った宮殿の「内部関係者」（王室警備隊及び側室を含む）には恣意的な拘禁や非人道的な又は品位を傷つける取扱い若しくは刑罰などの虐待と暴力を受ける中度のリスクがあり、強制失踪や超法規的殺害の被害者になる低度のリスクがある。

野党政治家

3.29 軍の支援を受けた政権は、野党やその政治家を標的にするため法的措置を利用することが多かった。2006年クーデターの後、タクシン・シナワット首相は汚職罪で起訴された。タクシン首相は英国へ脱出し、同地で2023年まで亡命生活を送った。2014年に別のクーデターが勃発した後、彼の妹であるインラック・シナワット首相も10年の禁錮刑を科される可能性がある職務怠慢容疑で起訴されるのを避けるため、ドバイに逃亡した。シナワットの支持者によると、両氏に対する起訴は政治的動機に基づいていた。タクシンは2023年8月にタイへ帰国した後、直ちに逮捕された。その後、彼の刑期は王室恩赦によって禁錮8年から1年に短縮された。インラックは亡命したままである。

3.30 2019年選挙の前後に、NCPOは野党政治家を扇動罪やコンピュータ犯罪法違反などの嫌疑で繰り返し起訴した。その大半は最終的に取り下げられたが、権利擁護団体はNCPOの処理方法と結審に至るまでの長期間の遅延を批判した。

3.31 軍による直接支配が2019年に終了した後、軍の支援を受けた政権は野党政治家を沈黙させるために名誉毀損訴訟と不敬罪による告発を頻繁に利用してきた。2021年、未来前進党 (Future Forward Party) のタナトーン・ジュンルンルアンキット (Thanathorn Juangroongruangkit) 党首は、COVID-19ワクチンの接種の展開方法を誤り、また、ワチラロンコン国王が所有するワクチン供給業者を不当に優遇したとして政府を非難した後に不敬罪で起訴された。その後、刑事裁判所 (Criminal Court) は彼に投稿を削除するよう命じた。2023年2月、前進党のランシマン・ローム (Rangsiman Rome) 議員は、麻薬絡みの罪で指名手配されていた上院議員に対する逮捕令状が不適切に無効にされたと語った後、名誉毀損罪で起訴された。

3.32 選挙委員会 (ECT) と憲法裁判所 (Constitutional Court) は軍の支援を受けた政権の権益に反対した政党を数度にわたって解散させてきた。2019年選挙まで1か月を切った時点で、憲法裁判所はタクシン派のタイ国家維持党 (Thai Raksa Chart party) を解散させ、その幹部の政治活動を10年間禁じた。この判決の前に、選挙委員会はタイ国家維持党がワチラロンコン国王の姉であるウボンラット王女 (Princess Ubolratana) を首相候補者として指名したことで選挙法に違反しているという決定を下していた。結果として、タイ国家維持党のおよそ300人の候補者が選挙に立候補する資格を剥奪された。

3.33 2020年2月、憲法裁判所はタナトーンとその政党が選挙運動資金規則に違反したと判示した後に未来前進党を解散させ、その幹部の政治活動を10年間禁じた。2023年3月、親軍政権の元補佐官は、タイ貢献党が2023年5月の選挙前に、選挙活動を禁じられた元政治家がタイ貢献党のために遊説するのを認めたことによって選挙法に違反したと語り、同党の解散を要請する陳情書を選挙委員会に提出した。選挙委員会は対応を拒否し、タイ貢献党は選挙で争うことができた。

3.34 2023年6月、選挙委員会は、2023年国民選挙で最多議席数を獲得した前進党の党首であるピタ

ー・リムジャロエーンラットに、メディア企業の株式を所有しているのではないかという疑いが浮上したため、選挙違反の嫌疑で同党首を捜査する根拠があると発表した。有罪判決を受けた場合、彼は最長10年の禁錮刑を科されるほか、20年間の公職活動禁止を命じられる。ピターとその政党はこの疑いを根拠がないとして退けた。

3.35 親軍派の権益に反対する著名な政治家や政界実力者は罰金、訴訟及び政治活動の禁止という形態で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。こうした政治家は概して、暴力を受けるリスクにはさらされていない、とDFATは評価している。

赤シャツ運動と関係がある人々

3.36 当初は反独裁民主統一戦線（United Front for Democracy against Dictatorship : UDD）として結成された赤シャツ運動は、2009年に注目されるようになった。赤シャツ運動は、スラユット・チュラーノ（Surayud Chulanont）とアピシット・ウェーチャチーワ（Abhisit Vejjajiva）が主導する親軍政権に反対し、失脚したタクシン・シナワット首相を亡命先から帰還させようとした。また、経済や政治の不平等という問題も取り上げた。最盛期には、赤シャツ運動には数百万人の支持者がいた。その大半はタイの北部及び北東部の農村地帯出身であるが、進歩的な都市生活者、学者及び左翼活動家なども一部含まれていた。赤シャツ支持者の大半は非暴力的であるが、少数は政敵、市民及び当局に対する暴力に関与又はその暴力を支持した。

3.37 2010年初め、アピシット政権に反対した赤シャツ抗議参加者の集団デモにより、バンコク中心部が数週間封鎖された。当局は暴力的な弾圧で抗議参加者を追い散らしたため、数十人が死亡したほか数百人が負傷した。治安部隊は、抗議参加者に対して過剰かつ無差別な武力を行使したとして広く批判された。この暴力で罪に問われた治安部隊の隊員は誰もいなかった。この弾圧が行われた後、当局は抗議運動に参加した赤シャツの主導者と構成員に加え、運動の支持者と疑われた者を尋問、逮捕及び拘禁した。

3.38 2014年のクーデター事件の後、赤シャツの多くは拘禁され、「態度の矯正」セッションを受けさせられた。このセッションで治安部隊は赤シャツ構成員に対し、その政治活動を止めるよう圧力をかけた（恣意的な逮捕及び拘禁を参照）。アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、この期間中に恣意的な拘禁、強制失踪及び拷問など多くの人権侵害を記録した。赤シャツの指導者らは名誉毀損罪、扇動罪及び不敬罪などで刑務所に収容された。草の根支援者も嫌がらせをされたり、威圧されたり、場合によっては拘禁されたりした。その後、赤シャツの指導層の中には、政治から身を引く者もいれば、軍が支援する政党へくら替えする者もいた。

3.39 タイ人の相当な人数が今もなお赤シャツと自認しているが、赤シャツ運動は以前よりもはるかに目立たなくなっている。赤シャツは、2019年の選挙、2020～21年の抗議運動、及び2023年の選挙で限られた役割しか果たさなかった。大半の国内情報源によると、当局は赤シャツ支持者に対し、政治的な活動を行っていない支持者の場合には特に、嫌がらせ又は監視をもはや行わなくなっている。DFATは活動している赤シャツ支持者が地元当局から嫌がらせ又は監視を受けている状況に関する報告が散発的にみられることを認識しているが、具体的な事案については把握しておらず、そのような取扱いが一元的に指示されている又は広く行われていることを示唆する証拠も一切有していない。

3.40 赤シャツ運動と関係があるものの、もはや政治的な活動を行っていない人々は公的な差別や暴力を受けるリスクにさらされていない、とDFATは評価している。依然として政治的活動を行っている著名な赤シャツ支持者には現地当局による監視又は嫌がらせという形態で公的差別を受ける低度のリスクがある、とDFATは評価している。

抗議参加者

3.41 大規模な街頭抗議は少なくとも1970年代以降のタイにおける政治不安を示す特徴だった。抗議運動の大半は平和的であったが、死者が出るような暴力や器物損壊及び事業や行政サービスを広範に

阻害するような事態を伴うものもあった。当局の対応は過剰な武力を伴うことが多い。1973年、1976年、1992年及び2010年の抗議運動では、治安部隊の弾圧により数十人又は数百人の抗議参加者が死亡した。この暴力で罪に問われた者は誰もいない。

3.42 タイでは、2005～2006年に発生した政治危機を発端に、保守的な王政主義者の黄シャツと民主主義派で親タクシン派の赤シャツ（赤シャツ運動と関係がある人々を参照）の間で激しい政治的紛争が10年間続いた。2014年のクーデター事件を受けて、NCPOは、5人を超える人々の政治集会を禁じる命令7/2557、及び平和と国家安全保障を損なう又は破壊することを意図した行動で告発された者を拘禁するため当局に広範な権限を与える命令3/2558などを通じて、表現と集会の自由を厳しく制限した。これらの法律に基づき、ジョージ・オーウェル（George Orwell）の「1984年」を人前で読む行為、映画「ハンガーゲーム（Hunger Games）」で人気を博した3本指で挨拶するしぐさなどの平和的な行為により、数百人の抗議参加者が逮捕された。

3.43 進歩的な政治家タナトーン・ジュンルンアンキットの議員資格剥奪と未来前進党の解散に反応して、学生集団は2020年初めから一連の抗議運動を主導した。抗議参加者の要求の中には、憲法と教育制度の改正、徴兵制の廃止、そして最も物議を醸した王室の改革が含まれていた。最盛期には、これらの抗議運動は数万人の参加者を引き付けた。抗議運動の大半はバンコクで行われたが、全国各地でも展開された。抗議参加者の大半は非暴力的であったが、モロトフ・カクテル（Molotov cocktails：火炎瓶）、金属棒その他の物を警察に向かって投げつける者や、車両やタイヤを燃やす者もいた。これらの抗議運動中に、抗議参加者、警察官及びジャーナリストを含む数十人が負傷した。2020年10月、ディンデーン（Din Daeng）警察署近くで14歳の抗議参加者が射殺された。この殺人で28歳の男が逮捕されたが、彼は当局と何のつながりもなかったと報じられている。

3.44 2021年に入てもデモ行進が断続的に行なわれた。警察は抗議参加者を追い散らすために放水銃、催涙ガス、警棒及びゴム弾を使用した。数百人の抗議参加者が扇動罪、不敬罪及びCOVID-19制限措置違反などの罪状で逮捕された。これら刑事事件の多くは本書の公表時点でもまだ係属中であった。アムネスティ・インターナショナルとヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、抗議運動中に過剰な武力を使用し、一部の事案では勾留中の抗議参加者に拷問を加えたとして警察を非難した。当局はこれらの批判を否定した。DFATは、抗議運動を支持していると認識された露店商人、商店その他が、たとえこのような人々が抗議運動に直接関与していない場合であっても、起訴されたことを把握している。2021年11月、憲法裁判所は抗議運動の主導者3人は「王室を打倒」しようとしたと判断し、抗議集団に対して「これらの問題に関してこれ以上の行動を起こさない」よう命じた。2022年までに大規模な抗議運動の大半が中止された。

3.45 上述した諸問題があるにもかかわらず、抗議運動に参加した人々の多くは、参加によって身にふりかかった悪い結果に長く苦しむことはない。国内情報源はDFATに対し、2020～2021年の抗議運動に参加したが、その後活動をやめた若者は大学を卒業し、行政サービス部門を含め、就職することができたと語った。抗議運動の指導者だった2人は、抗議活動に関連して進行する法的問題に直面していたにもかかわらず、2023年5月の国政選挙で議席を獲得した。

3.46 タイで活動している反政府抗議参加者は恣意的な拘禁、司法部門による嫌がらせ、威圧及び監視という形態で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。また、こうした人々は治安部隊の過剰な反応や拘禁中に考えられる拷問又は虐待という形態で暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。もはや政治的な活動を行っておらず、進行する訴訟の被告人でもない元抗議参加者が過去に抗議運動に参加したという理由で差別又は暴力にさらされる可能性は低い、とDFATは評価している。

市民社会団体、人権擁護家及び内部告発者

3.47 労働組合、宗教団体、人権及び環境グループ、シンクタンク、調査研究所並びに王室が後援する開発プロジェクトなど様々な市民社会団体（civil society organisations : CSOs）がタイで活動している。憲法第42条は、「公共の利益を保護するため、公共の秩序又は善良な道徳を維持するため、又は障害

若しくは独占状態を防止若しくは排除するために法律で制限される」場合を除き、制限なく「結束し、協会、協同組合、組織、コミュニティ又はその他の集団を形成する」権利を保護している。

3.48 CSOsの多くは干渉されずに活動しているが、市民的及び政治的権利、南部国境県（SBP）における反政府活動並びに無国籍者の権利など「機微な」問題に取り組む活動家は、国家及び事業者による嫌がらせや暴力にさらされてきた。また、労働、環境及び土地に関する問題も極めて機微なものであることから、企業はこれらの問題に取り組む活動家を頻繁に提訴している。例えば、労働人権侵害で告発されてきたタマカセット（Thammakaset）養鶏農場は2016年以降、23人の人権擁護家、ジャーナリスト及び元従業員を相手に少なくとも39件の民事上及び刑事上の名誉毀損訴訟を提起してきた。国内情報源はDFATに対し、このような訴訟の大半は最終的に取り下げられたが、深刻な不便さと経済的困難を引き起こしており、活動に萎縮効果をもたらしたと語った。

3.49 2021年2月、政府は全てのNGOを内務省（Ministry of Interior）に登録することを定める法案を発表した。同法は、活動内容を政府に報告し、財源を公表することをNGOに義務付けることになる。また、NGOの活動が国家安全保障、経済安全保障又は国際関係に影響を及ぼしたり、「社会混乱」を引き起こしたり又は「他の人々の福祉に影響を与える」場合、そのNGOの活動を禁止する権限を政府に与えることになる。国内外の監視団体はこの法案を煩わしく政治的目的のために濫用されやすいとして批判した。本書の公表時点で、同法案は可決されていなかった。

3.50 2003年以降、コミュニティを基盤とする権利擁護家と弁護士の少なくとも62人が、その活動に関連して殺害されている。2017年3月、チェンマイ県の軍検問所で兵士らは著名な民族的少数派活動家のチャイヤプーム・パセ（Chaiyaphum Pasae）を射殺した。この兵士らは彼が手りゅう弾で襲ってきたと報告したが。目撃者によると、彼は丸腰であり、殴打を逃れようとした後で発砲された。2023年5月、ラオスの政治活動家で長年のタイ住民であるブンスアン・キティヤノ（Bounsuan Kitiyano）は、ウボンラーチャターニー（Ubon Ratchathani）でバイクに乗っていた際に射殺された。ブンスアンはバンコクのラオス大使館前で人権ワークショップを主催し、抗議運動を行っていた。彼が殺害された事件で誰も逮捕されていない。

3.51 タイには、内部告発者のための法的保護措置がない。汚職又は犯罪活動に注意を向ける人々（公務員を含む）は、こうした人々が暴露する人々とそのネットワークからの脅し、差別及び暴力を経験する。2017年、警察少将（Police Major General）のパウイン・ポンシリーン（Paween Pongsirin）は、人身売買に高位の軍人が関与した事件の捜査に関連して脅しを受けた後にタイを脱出した。2020年、ナロンチャイ・インタラカウイ（Narongchai Intharakawi）陸軍軍曹（Army Sergeant）は、彼が勤務する陸軍兵器資材修理センター（Army Ordnance Materiel Rebuild Center）内の腐敗に関して苦情を申し立てた後に殺害の脅しを受け、かつ、懲戒委員会に審問された。ナロンチャイが兵舎から脱出し、彼の主張を公表した後、陸軍はAWOL（無断欠勤）をしたとして彼を軍法会議にかけようとした。

3.52 市民的及び政治的権利、SBPにおける紛争又は労働、環境及び土地問題など機微な問題に取り組む市民社会活動家や人権擁護家は、（特にその活動が、影響力のある事業、政治的又は犯罪利益に異議を唱える場合）司法部門による嫌がらせ、脅迫、暴行、強制失踪及び／又は超法規的殺害という形態により国家及び民間機関から差別や暴力を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。これらの利益に異議を唱える内部告発者はこれらの利益を享受する主体から嫌がらせや暴力を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。市民社会活動家、人権擁護家及び内部告発者に対する国家の保護は概して不十分である、とDFATは評価している。

メディア及びジャーナリスト

3.53 タイには、国営及び民営報道機関が入り混じった多様で活発なメディアがある。憲法第35条は、メディアの職業人は職業倫理に従って、自由にニュースを提供し又は意見を表明すべきであること、ニュースが公表される前又はメディアの職業人が発言を行う前に内容を検閲することは、戦時にのみ認められること、タイ国民のみが新聞その他のマスメディアを所有することができること及び国家は新聞その他のマスメディアにいかなる形であっても助成金を提供してはならないことを定めている。

これらの保障にもかかわらず、タイのジャーナリストはその報道に関して定期的に干渉を受けており、論争を回避するために自己検閲を実施している。タイのジャーナリストは、個人的なリスク及び職業上のリスクが伴うため、特に王室に対する批判を避けている（王室を批判する人々を参照）。

3.54 2014年にクーデター（近年の歴史を参照）が勃発した後、NCPOはメディア支局と個人が「悪意」若しくは「偽情報」とみなされる情報又は暫定軍事政権の「信用を落とす目的」で情報を配信することを禁じる命令を発出した。国際法律委員会（International Council of Jurists : ICJ）によると、2014年から2018年にかけて、NCPOは態度の矯正のためにジャーナリスト35人を召喚し、政治的犯罪で14人を起訴した。また、52回にわたって報道機関の免許を一時停止した。

3.55 タイのジャーナリストは概して2020～21年の抗議運動を干渉されずに報道することができたが、資格のあるジャーナリストは報道することを認められているにもかかわらず、「市民ジャーナリスト」は出来事をライブストリーミングするのを禁じられたと苦情を漏らすジャーナリストもいた。2021年9月、抗議運動が行われている間、外出禁止令に違反した疑いでジャーナリスト2人が逮捕された。同じ2021年、数人のジャーナリストは、抗議参加者を追い散らそうとした警察官が発砲したゴム弾に当たった後、タイ王立警察に対して民事訴訟を提起した。その後、内部調査によって警察による不正行為の疑いが晴れ、この訴訟は民事裁判所（Civil Court）によって棄却された。

3.56 国際法律委員会（International Commission of Jurists : ICJ）の報告によると、タイのジャーナリストは企業又は政治エリートの利益に触れるテーマ（汚職、労働問題及び環境破壊を含む）について報道する際、訴訟を提起すると脅されることが多い。ICJは、2001年から2023年にかけて、ジャーナリストが「公益の問題について報道したというだけで起訴された」事案を少なくとも15件記録した。その大半は、名誉毀損法に基づき起訴された。2019年、ボイス・テレビ（Voice TV）のレポーターであるスチャニー・ルンムアンポン（Suchanee Rungmuaporn）は、タイの養鶏場による労働搾取について報道した後で禁錮2年の刑を言い渡された（この事件は、その後取り下げられた）。2023年、タイの鉱山会社は、グリーンニュース（GreenNews）の編集長プラッチ・ルジバナロム（Pratch Rujivanarom）が、ダム崩壊は同社に一因があるというミャンマー裁判所の判決について報道した後、名誉毀損罪で彼を提訴した。有罪判決が下された場合、彼は禁錮2年以下の刑に服することになる。事件がオンラインでの発言に係る場合、原告は提訴の相手に不便をかけ、その活動を抑止するため、意図的に遠く離れており、紛争が継続している県（ナラーティワート県など）で名誉毀損訴訟を提起することが多い。

3.57 2023年2月、メディアの報道は、政府がタイのジャーナリストを対象とする倫理委員会、苦情処理システム及び罰金制度を構築する、長らく議論されてきたメディア法案を可決する準備をしていることを示唆した。支持者によると、同法案は偽ニュースと闘い、タイのジャーナリズムの基準を向上させる上で一助となるという。しかし、批評家は、同法案が報道の自由を制限する政府の権限を拡大することになると語った。当該法案に詳しい国内情報源によると、議員らは同法案の内容について合意できておらず、同法案が進展する可能性は低い。

3.58 機微なテーマ（汚職、軍隊に対する批判並びに環境及び労働問題を含む）について報道するジャーナリストは主に名誉毀損訴訟という形態で当局、企業及び個人から嫌がらせを受ける中度のリスクにさらされている、とDFATは評価している。ただし、ジャーナリストは暴力行為を受けるリスクにはさらされていない、とDFATは評価している。

南部国境県における反政府活動と関係がある人々

3.59 タイの南部国境県（SBP）であるパッターニー県、ヤラー県及びナラーティワート県は1940年代以降、武装反政府活動の被害を受けてきた。この紛争は、18世紀にシャムがパッターニー王国に侵攻し、現地のマレー系イスラム教徒にタイのアイデンティティと言語を押し付けようとしたことに端を発する。暴力行為には、射撃攻撃、放火、爆撃に加え、治安部隊による治安作戦が含まれている（治安情勢を参照）。本書の公表時点では、紛争による2004年以降の死者は6,500人を超えていた。

3.60 2013年以降、タイ政府と主要な反政府グループ「バリサン・レボルシ・ナシオナル（Barisan

Revolution Nasional : BRN)」の間の和平協議が定期的に行われてきた。2023年2月、両当事者は和平協定までのロードマップについて合意したが、2023年5月にタイで行われる選挙の結果が出るまで交渉は中断された。

3.61 反政府勢力の攻撃は、兵士、警察、国の支援を受けた民兵、教師及び僧侶を標的にしてきた。一方、治安作戦は反政府軍とその支持者の疑いがある人々を標的としている。紛争に関連する2004年1月以降の死者総数の70パーセントは、民間人で占められている。SBPは戒厳令下にあり、緊急命令によって軍隊と文民当局は、例えば、ニュースや情報を検閲し、令状のない捜索活動を行い、被勾留者を起訴しないまま30日間勾留するなど、大きな権限を与えられている（恣意的な逮捕及び拘禁も参照）。また、治安部隊は緊急命令により広範に起訴を免れている。

3.62 SBPで治安部隊が反政府勢力と疑われている人々や一般市民に対し、恣意的な逮捕及び拘禁、拷問及び超法規的殺害などの人権侵害を犯している状況について、信用できる報告が長きにわたって行われている。国家が加害者である暴力の被害に遭った人々が司法制度を利用する機会は限られており、人権監視団体は、治安部隊がSBPで犯した虐待の罪で起訴に成功したことはないと報告している。反政府勢力は治安部隊や民間人に対する人権侵害の罪でも告発してきた。

3.63 国内情報源の報告によると、SBPの状況は近年著しく改善しており、治安部隊による人権侵害は、以前よりもはるかに少なくなっている。また、同情報源によると、SBPにおいて反政府勢力に関わったり又は反政府勢力によって被害を受けたりし、タイを脱出する必要が生じた人々は、第三国へ庇護を求めるのではなくマレーシアへ行く可能性が極めて高い。

3.64 実際の又はそうであるとみなされた反政府勢力は治安作戦の展開中に公的暴力を受ける高度のリスクに直面しており、治安部隊から拷問や超法規的殺害を含む超法規的暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。反政府勢力の支持者だとみなされている個人や家族は、令状のない捜索や恣意的逮捕及び拘禁という形態で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。マレー系イスラム教徒の民間人、タイ仏教徒コミュニティの民間人のいずれも、国家当局及び反政府勢力から暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

利害関係集団

女性

3.65 憲法第27条は、男女に平等の権利を保障し、性別を理由に差別することを禁じている。憲法の他の条項は、国家に女性の権利を保護し、促進することを義務付けている。2015年ジェンダー平等法（*Gender Equality Act*）は、政府、民間組織及び個人の政策、規則、規制、告知、プロジェクト及び手続において、性及びジェンダー同一性に基づく差別をしないよう義務付けているが、宗教的教義及び国家安全保障の事案において例外を設けている。この法律に基づき、2016年から2019年にかけておよそ27件の訴訟が提起された。その大半はトランスジェンダーの人々に対する差別疑惑に関するものである（性的指向及びジェンダー同一性を参照）。

3.66 タイの女性は、教育、事業及び芸術の分野で十分に代表されている。小学校の入学時にはジェンダー・パリティ（男子と女子の間の平等確保）が考慮されており、中等及び高等教育では女子学生の数が男子学生を上回っている。女性は経済の全部門に関わっており、最高経営責任者（CEO）の最大40パーセント、最高財務責任者（CFO）の34パーセントを占めている。それにもかかわらず、全体的な労働参加率という点で女性は男性に後れを取っている。一部の職場では、特定の役割や機会から女性が排除されるなど、性差別が一般的に行われている。雇用主は求人資料で性別を指定することがある。女性は政治や治安部隊、司法部門の上級レベルで代表者が著しく不足している。

3.67 ジェンダーに基づく暴力（*Gender-based violence : GBV*）はタイで深刻な問題である。国連女性機関（UN Women）によると、タイ人女性の4人に1人は、一生の間に親密なパートナーから身体的又は

性的暴力を受けることになる。虐待的な関係を断ち切る上で、社会的汚名と経済的独立性が障壁となっている。家族とコミュニティは、女性の安全を犠牲にして和解を進める姿勢を取ることが多い。ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）は、世界の傾向と一致して、COVID-19によるロックダウンの間に悪化したと報じられている。政治的意見とジェンダーは交差し、女性のジャーナリスト、活動家、政治家及び抗議参加者は、オンラインで性的な脅しやドキシングの対象とされることが極めて多い（実際の又はそうみなされた政治的意見を参照）。

3.68 タイには、24時間年中無休の家庭内暴力専用の全国ホットラインと全県に国営シェルターがある。また、公衆衛生省（Ministry of Public Health）の所管下にある全ての公立病院内でワン・ストップ危機センター（One Stop Crisis Centres : OSCC）が利用できる。これらのセンターは被害者に医療（医師、看護師及び心理士など）を提供するほか、他のサービス（ソーシャルワーカー、シェルター、警察、弁護士及びNGOのサービスなど）を紹介している。2018年には1万3,000人を超える女性と女児がこれらのサービスを利用した。国内情報源の報告によると、理論的に言えば、女性は虐待的関係から逃れるために国内の他の町や県に転居できるが、実際問題として、これは当該女性の金融資産や支援ネットワーク、扶養児童の有無によって決まることが多い。

3.69 保護命令は、裁判所又は警察が発出することができる。しかし、保護命令を求める女性はほとんどおらず、国内情報源は保護命令が常に有効であるとは限らないと報告した。2019年家族保護法（Family Institute Protection Act）は、家庭内暴力を犯罪とし、訴追を義務付けている。同法は虐待疑惑を第三者が届け出ることを認め、かつ、社会開発・人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security）の職員が裁判所命令なしで48時間の保護命令を発出することを認めている。同法に基づき、虐待者に対して家族の家に入ることを禁じ、カウンセリングを受けるよう強制し、禁酒を命じることができる。これらの保護措置があるにもかかわらず、警察と裁判官はGBVの届出を常に深刻に受け止めるわけではなく、被害者の保護よりも和解を重視することが多かった。

3.70 強姦は著しく過少報告されている。調査により、被害者のわずか10パーセントのみが強姦の経験を開示しているにすぎないことが示唆されている。強姦と性的暴行は刑法第27条に基づき犯罪とされており、禁錮4年から死刑に及ぶ刑罰が科される。被害者は2001年刑事負傷補償法（Criminal Injuries Compensation Act）に基づき経済的支援を受ける資格がある。配偶者強姦は犯罪である。

3.71 タイにおける強姦への公的対応に関する国連の詳細な報告書により、「タイで強姦事案を届け出る女性は（中略）正義を求める上で障壁となる深刻な社会、法律及び機関の政策及び慣行に遭遇する」ことが明らかになった。こうした障壁の中には、性別に鈍感な政策及び法律構造、説明責任よりも和解を好む警察や家族、被害者を責める強い文化が含まれる。大きな権力を有し、広い人脈を持った加害者は、汚職又は影響力を通じて説明責任を逃れることがある。

3.72 男女とも、離婚を届け出ができる。理由としては、「姦淫、被害者が大きな恥辱、侮辱又は嫌悪の的となる原因を作る不正行為、被害者又はその尊属に対する深刻な危害」が挙げられる。資産は概して均等に分配される。子供の養育費に関する規定はあるが、常に執行されるとは限らない。監護権に関する決定は母親に有利に働く傾向があるが、共同監護の取決めも利用できる。タイのカップルの多くは事実婚の状態で暮らしており、また、シングルマザーは極めて多い。国内情報源の報告によると、シングルマザーは概して社会的汚名を着せられることはないが、家族の離散については良く思われなかつた。年収が10万タイ・バーツ（4,500豪ドル）未満のひとり親は全員、政府の福祉手当として1か月当たり600タイ・バーツ（25豪ドル）を受け取ることができる。

3.73 一部の民族的少数派内の女性は、特に無国籍である場合、タイの他の女性よりも著しく少ない権利しか与えられておらず、GBVを受ける可能性が高い。こうした女性は、通訳が不足していることなどにより、支援サービスを利用するのに苦労することが多い。国内情報源の報告によると、モン（Hmong）族集団の中で、既婚女性は通常、夫の家族の財産だと考えられていた。これは離婚した場合、こうした女性は自身の家族の元へ戻ることを認められないことを意味する。モン族、アカ（Akha）族及びリス（Lisu）族など一部の民族的少数派内では強制結婚が行われていると報じられている（人種／国籍を参照）。

3.74 女性性器切除 (FGM) – 伝えられるところによれば、タイ南部にある一部のイスラム教徒コミュニティでタイプ4の「プリッキング (pricking : 針などで刺す行為)」が行われているという。FGMは犯罪とされておらず、DFATはFGMを撲滅しようとする政府の取組を把握していない。

3.75 タイは、世界の主要な買春ツアーメリカの一つである。女性とカトイ (kathoey : トランスジェンダーの女性) (性的指向及び性同一性を参照) が性労働者の大半を占めている。性労働は1996年売春防止・抑圧法 (Prevention and Suppression of Prostitution Act) に基づき違法であるが、同法は散発的に執行されるだけであり、性労働者は全国で公然と活動している。性労働者は、その法的地位のために搾取と嫌がらせの被害に遭いやすい。性労働は社会的汚名を着せられたままであるが、必ずしも受け入れられてはいないものの、その認知度と経済的重要性によって容認されており、タイ社会の一部となっている。前進党 (MFP) は2023年選挙に先立ち、性労働を合法化する法案を提出した。

3.76 タイの女性はGBV (家庭内暴力や性的暴行を含むが、これに限定されない) を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。国家の保護機構は存在するものの、女性は国家の保護を求める上で社会、法律及び機関の障壁に直面している、とDFATは評価している。加害者から逃れるための転居の可否は、金融資産や支援ネットワークなど個人の環境によって決まる。女性が、高い地位にいる又は大きな権力を持つ加害者のGBVを逃れるために保護を受けるのは困難である可能性がある。民族的少数派コミュニティの女性にはGBVを受けるより高度なリスクがあり、国家の保護を利用する機会もより少ない、とDFATは評価している (人種/国籍を参照)。

性的指向及びジェンダー同一性

3.77 タイは長年にわたって、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及び/又はインターセックス (LGBTQIA+) の人々に寛容であるという評判を得ている。法律は、同意の上の同性愛関係を禁じておらず、LGBTQIA+コミュニティが直面する問題は公の場で論じられている。2015年ジェンダー平等法は、「当人が男性又は女性であるという事実、あるいは生来の性別とは外見が異なるという事実を理由とする」差別を禁じている。LGBTQIA+の人々は、この法律に基づいて訴訟を提起し、勝訴してきたが、批評家の主張によると、この訴訟は常に有効であるとは限らず、加害者は概して刑罰を逃れている。

3.78 国内情報源の報告によると、あからさまな同性愛嫌悪発言や行動は概して、タイ社会に容認されていないと考えられている。DFATは、近年LGBTQIA+のコミュニティ又は個人に対する社会的暴力における何らかのパターンを把握していない。LGBTQIA+の人々は行政又は軍隊から排除されておらず、ゲイ男性は僧侶にもなることができる (但し、全ての僧侶に義務付けられる独身の誓いを守らなければならない)。事業、学術及びメディアの世界並びに数人のゲイであることを公言する国会議員の中には著名なLGBTQIA+の人々がいる。タイは2019年に初のトランスジェンダー議員を選出しており、2023年には2人目を選出した。LGBTQIA+の擁護団体も存在し全国で活動しており、LGBTQIA+の人々に支援サービスを提供するとともに、LGBTQIA+コミュニティを代弁し、そのニーズを訴えている。

3.79 タイではLGBTQIA+の問題が公然と議論されているにもかかわらず、タイ人の多くはゲイ及びレズビアン関係についての理解が限られている。高齢のタイ人は、主にカトイを指すものとしてLGBTQIA+を理解していることが多い。LGBTQIA+の人々の一部は、社会的汚名や拒絶反応を懸念し、依然としてそのアイデンティティを明らかにすることに気まずさを感じている。タイ社会では最近まで、レズビアンとトランスジェンダー男性が目立つ程度は、ゲイ男性やトランスジェンダー女性よりも遙かに低かったが、国内情報源の報告によると、これは急速に変化しつつあった。

3.80 LGBTQIA+の人々の一部は、その性的指向又はジェンダー同一性のために家庭内暴力や拒絶反応を経験している。両親から異性間結婚をするよう圧力をかけられている人々もいる。特にイスラム教徒の家族はLGBTQIA+の人々に対して保守的な姿勢を取ることが多い。国内情報源の報告によると、イスラム教徒が多数派を占める南部国境県 (SBP) で隠し立てせずに生活するLGBTQIA+の人々もいれば、バンコク又は他のより寛容な地域への転居を選択するLGBTQIA+の人々もいる。学校でLGBTQIA+の人々に対するいじめがあったという報告が複数あるが、国内情報源の報告によると、これはあらゆる人に対する

るいじめに見られるような広範なパターンと一致しており、身体的暴力にまで及ぶことはまれであった。

3.81 LGBTQIA+の人々は、2020～21年の抗議運動において際立っていた。拘禁されたLGBTQIA+の抗議参加者の一部は、当局が聴取時に本人のLGBTQIA+の地位に関して質問をしたと不満を漏らした。この質問に答えない人々は、他の抗議参加者と同様に取り扱われたように見えた（実際の又はそうであるとみなされた政治的意見を参照）。

3.82 タイの法律には同性婚又はシビル・ユニオン（法的に承認されたパートナーシップ関係）に関する規定はなく、また、同性カップルは合法的に養子を取ることができない。法律で認識されていなければ、同性パートナーは相続権、福祉給付及びパートナーのために医療上の判断を下す権利において不利な立場に置かれている。タイの議員らは同性間シビル・ユニオンを合法化する法案を2012年から検討しており、タイ貢献党と前進党は2023年選挙に先立ち立案した政策綱領に同性婚に対する支援を含めた。

3.83 トランスジェンダーの人々は、たとえ性的適合手術（sex reassignment surgery : SRS）を受けていたとしても、公的文書上で本人の性別を変えることができない。これは、渡航（個人のパスポート上に示される性別が本人の外見と一致しない場合）や雇用において困難な問題をもたらす可能性がある。教育省（Ministry of Education）は全ての学生に対し、生物学的な性と一致する性別の制服を着用することを義務付けているものの、トランスジェンダーの学生（また、場合によっては職員）が個々のジェンダー表現に従って制服を着用することを、ますます多くの学校や大学が認めるようになっている。トランスジェンダーの女性受刑者は刑務所内の別の棟に収容されている。

3.84 トランスジェンダーの女性は、特に売春やエステサロンなど型にはまった職業以外で雇用差別を経験している。これらの業界以外で職を見つけることができるトランスジェンダーの女性もいるが、アジア太平洋トランスジェンダー・ネットワーク（Asia Pacific Transgender Network）が2019年に実施した調査により、トランスジェンダーの女性は一貫して、同様の適格性を有する他の求職者よりも求職申請に対して好意的な回答をもらう可能性がはるかに低いことが明らかになった。

3.85 SRSを受けているトランスジェンダーの女性は兵役を免除される（軍隊を参照）ものの、免除理由が精神病の一形態であると広く解釈されている「性同一性障害」であると記載された書類を提供される。通常、徴兵書類は雇用の場で提示されるため、これは雇用機会に影響を及ぼす可能性がある。

3.86 現地メディアの報道はトランスジェンダーの女性を犯罪と結び付けることが多く、トランスジェンダーの性労働者が警察から身体的虐待や言葉による虐待を受けているという報告が複数ある。2021年、警察官がチョンブリー（Chonburi）でトランスジェンダーの性労働者を何度も蹴り、怒鳴っているのを映した動画が公開された後、この警察官は公の場で謝罪することを強いられた。国内情報源の報告によると、社会の姿勢の変化や市民社会団体の擁護活動、警察向け研修の改善により、このような事件が発生するのは以前よりもはるかにまれになっている。米国国務省の2022年度タイ人権報告書によると、警察はLGBTQIA+の犯罪被害者を他の被害者と同じように取り扱っているが、「性犯罪だけは例外であり、警察には性的虐待を軽視する又は性的嫌がらせを深刻に受け止めない傾向があった」。

3.87 インターセックスの人々に対する取扱い又は認識に関して、入手できる情報はほとんどない。インターセックスの人々は、出生時にインターセックスであると診断され、その後性器手術を受けている場合、出生証明書上の性別表示を男性又は女性に変更することができる。

3.88 LGBTQIA+の人々は相続、養子縁組及び医療上の権利の否定を通じて公的差別を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。また、LGBTQIA+の人々は社会的な暴力や差別を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価しているが、これは家族やコミュニティによって異なる。トランスジェンダーの女性はその性別を合法的に変更できないために公的差別を受ける中度のリスクに直面しており、警察と接触した際に公的暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。トランスジェンダーの女性は雇用において社会的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。こうしたグループのために国家の保護機構が存在しているが、常に利用できる又は有効であるとは限らない。

児童

3.89 タイでは強固な法的保護があるにもかかわらず、児童の労働と搾取が行われている。児童は農業、漁業及びプロキックボクシングなどの業界で働くで働かされているほか、性産業やオンラインポルノで搾取されている。移民、民族的少数派及び貧困家庭の児童は、特に被害に遭いやすい。米国労働省（Department of Labor）によると、2021年、タイ政府の最悪の形態の児童労働を撲滅する取組において「若干の進展」がみられた。性目的の児童売買を含む児童の人身売買に関する情報については、[人身売買](#)を参照されたい。

3.90 男女とも結婚が許される法定年齢は17歳であるが、20歳未満は誰でも親の同意を必要とする。裁判所は、15～16歳の児童に結婚する許可を与えることができる。これらの法律があるにもかかわらず、タイでは児童結婚が行われている。ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）によると、タイでは、女性の20パーセントが18歳未満で結婚し、3パーセントが15歳未満で結婚している。早婚の多くはイスラム教徒が多数派を占めるSBPと一部の丘陵部族コミュニティで行われていると報じられている。シャリーア法は、親の同意があれば最初の月経周期の後で少女が結婚することを認めており、17歳未満のイスラム教徒は裁判所の命令書又は親の同意書があれば結婚できる。

3.91 2020～2021年の抗議行動に関わった人々の中で、異常に高い比率を占めていたのが児童であった。2018年2月、アムネスティ・インターナショナルは、児童抗議参加者に対する監視と威圧について詳述した「私たちの未来を取り戻す（We are Reclaiming Our Future）」と呼ばれる報告書を公表した。嫌がらせとされている行為には、ソーシャルメディアの監視、当局による学校や自宅への訪問、学校外及び公共交通機関での尾行と写真撮影などが含まれていた。国内情報源の報告によると、児童を含む抗議参加者は、私服を着て、治安部隊の隊員であるように思われる、「ミニオン」と呼ばれる男らに尾行されることがあった。一部の抗議参加者は、そうした嫌がらせを受けた結果、精神衛生の問題に苦しんだと報じられている。（[実際の又はそうみなされた政治的意見](#)を参照）。

3.92 タイの児童は虐待や搾取に遭う低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。移民、民族的少数派又は極貧家庭の児童はより被害に遭いやすく、虐待や搾取（児童労働や性的搾取を含む）に直面する中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。国家の保護機構は存在するが、常に有効であるとは限らない。児童の抗議参加者は他の政治的抗議参加者と同様のリスクに直面しており、拘禁されれば、司法制度に接触している他の児童と同様に取り扱われる、とDFATは評価している（[拘禁及び刑務所](#)を参照）。

障害を抱えて暮らす人々

3.93 憲法第27条は、障害、身体の状態又は健康状態を理由とする差別を禁じている。2007年障害者エンパワーメント法（Persons with Disabilities Empowerment Act）は、リハビリサービス、障害に適した教育及び公的サービスの利用に対する支援について定めている。また、同法は企業に対し、「その労働者総数に対し適切な割合で」障がい者を雇用するよう義務付けている。2008年障害者教育法（Persons with Disabilities Education Act）は、「恵まれない立場の集団全てのために教育利用の公正性と職業訓練を促進する」。

3.94 多数のNGOと市民社会団体は、障害を抱えて暮らす人々（people living with disabilities : PLWD）にサービスを提供し、その利益を全国で促進している。主流の学校は法律で障害がある学生を受け入れるよう義務付けられているほか、障害がある学生向けに数十の特殊学校と教育施設がある。障害がある学生の一部は大学に通学し、そのために支援を利用している。政府に登録しているPLWDは、無料で診療を受けられるほか、車椅子や松葉づえも無料で利用できる。PLWDの一部は、障がい者が利用しやすいサービスを提供しなかった航空会社や銀行などの企業を提訴し、勝訴してきた。

3.95 政府の支援や法的保護があるにもかかわらず、国内情報源の報告によると、タイのPLWDは依然としてその権利の全面的享受を妨げる差別や障壁に遭遇している。包摂的教育に対する政府の支援は

不十分であり、障害がある学生は中途退学するか、熟練度の高い仕事への道筋を提供しない非公式な教育施設に通うことが多い。貧困、農村、移民又は民族的少数派コミュニティ出身の障害がある学生にとって、適切な教育と支援の利用は特に困難である（人種／国籍を参照）。

3.96 国内情報源の報告によると、PLWDに対する社会の姿勢は好意的であるが、その姿勢は「力を与えるというよりもパターナリズム的である」ことが多い。家族は、汚名だとみなされるため、障害がある子供を見せないように隠すこともある。自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder : ASD）など神経発達障害がある個人や他のPLWDが足かせを付けられていたとの報告が散発的にあるが、国内情報源によると、これらはまれであり、通常は貧困家庭による最後の手段として行われた。聴覚障がい者や知的障がい者に対する性的搾取や虐待は一般的であると報じられている。コミュニケーションを取るのが困難であり、手話の通訳者や教師などによる支援サービスが不足しているため、これらの集団は適切な医療や保護を利用するためには苦労を強いられている。

3.97 PLWDは一定の制限や障壁に直面しているものの、概して社会に参加するための支援を受けられる、とDFATは評価している。身体的及び知的障害がある人々や神経発達障害がある人々はまた、性的搾取や虐待を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

難民及び庇護希望者

3.98 タイは、多数の難民を受け入れているが、難民の大半はミャンマー出身である。国連難民高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）が管理するタイ・ミャンマー国境沿いの9か所のキャンプでミャンマーの難民がおよそ9万人生活している。難民の一部は数十年間キャンプ内に滞在している。

3.99 キャンプ内の生活環境は、簡素なものである。難民は恒久的な住宅を建てることができず、法的な就労権もなく、治療などのためにキャンプを離れる際は許可を得なければならない。食料、医療及び教育などの人道的ニーズは、NGO共同体の「タイ避難民サービス調整委員会（Committee for Coordination of Services to Displaced Persons in Thailand : CCSDPT）」が提供している。2015年以降、これらの難民キャンプからおよそ10万人の難民が第三国（オーストラリアを含む）へ再定住している。

3.100 2014年から2022年にかけて、UNHCRはタイ及びミャンマーとの協定に基づき、これらのキャンプからおよそ2,000人が自主的に帰還するのを手助けした。自主的帰還は、2022年2月にミャンマーでクーデターが勃発した後に中止された。それ以降、多数の人々が暴力から逃れるため、ミャンマーからタイに避難してきた。こうした人々は概してタイ当局から帰還を促されるようになるまで数日から数週間にわたって滞在することを認められている。タイの治安部隊によって強制的に帰還させられたという信頼できる報告も複数ある。ある難民集団は、タイ当局により強制的に国境を越えてミャンマーに戻された後、ミャンマーの治安部隊から攻撃されたと報じられている（DFAT国別情報報告書：ミャンマーを参照）。

3.101 DFATは、タイで一部の難民と庇護希望者がタイの当局者や治安部隊などから深刻な虐待や搾取の被害を受けているという信頼できる報告が複数あることを把握している。とりわけ女性とLGBTQIA+の人々は、特にタイ・ミャンマー国境沿いで被害に遭いやすい。ミャンマーからの避難民で公的文書を持たない一部の人々は、違法移民として拘禁又は本国送還されないための見返りとして性的便宜や最大2万タイ・バーツ（900豪ドル）に上る賄賂を求める圧力をかけられてきたと報じられている（DFAT国別情報報告書：ミャンマーを参照）。

3.102 様々な国々から避難してきたおよそ5,600人のUNHCR登録難民がバンコクに住んでいる。およそ600人のロヒンギヤ（Rohingya）と50人以上のウイグル人を含む数百人の難民は、移民拘禁施設（Immigration Detention Centres : IDCs）に収容されている。IDCsの生活環境は厳しい（拘禁及び刑務所を参照）。タイは一部の国からその国民を帰還させる又は無期限で拘禁するよう圧力をかけられていると報じられている。2015年、タイ政府はウイグル人の男性及び男児109人を中国へ強制的に帰還させた（DFAT国別情報報告書：中国を参照）。IDCsの外にいる難民は、性的及び労働搾取と人身売買の被害

に遭いやすい（治安情勢を参照）。

3.103 タイは1951年難民条約（Refugee Convention）の締約国ではなく、特定の庇護法もない。その結果、その他の形態でタイに在留する法的権利を有しない難民と庇護希望者は、違法移民として取り扱われる。2019年、タイ政府は国際的保護を必要とする人々と経済移民を区別するために国家審査機構（National Screening Mechanism：NSM）を導入すると発表した。ミャンマーからの難民はNSMの対象に含められていない。2022年にNSMの基準は内閣によって承認され、その実施状況を監督するために委員会が設置された。これまでの進捗は遅く、本書の公表時点でNSMはまだ運用されていなかった。

3.104 DFATは、タイがUNHCR登録難民に対し、その難民地位を放棄する見返りとして10年間有効な移民労働者ビザを提供することを検討しているという報告が複数あることを把握している。また、DFATは、この取り決めが当初議論から一歩も進んでおらず、運用されていないと理解している。2016年MoU（memorandum of understanding：了解覚書）に基づき、ミャンマーから避難してきたUNHCR登録難民は、その難民地位を放棄してタイを出国した後、再びタイに戻って最長4年間働いて生活するという選択肢を有している。国内情報源の報告によると、ミャンマーが2021年2月に軍事政権へ戻った後、ミャンマー難民がこの選択肢を取る可能性は極めて低かった。

3.105 タイに設立されたキャンプで生活する難民は移動の制限、土地の所有禁止、及び教育、医療その他の必要不可欠なサービスの利用を妨げる障壁という形態で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。また、難民は確立したキャンプの外で人物誤認、違法移民としての拘禁、出身国への強制帰還という形態で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。難民はまた、性的及び労働搾取と人身売買の被害に遭う中度のリスクにも直面している、とDFATは評価している。

無国籍者

3.106 およそ57万人の無国籍者がタイ政府に登録されており、これは世界最大の無国籍者人口の一つである。その多くはチェンマイとその周辺に住む丘陵部族のメンバーやタイ・ミャンマー国境沿いに住む民族的少数派のメンバーである。この集団の中には、市民権の証拠を欠くミャンマー出身の人々、民事当局に登録されている民族的少数派及びこれまで公的文書を持ったことのない少数派が含まれる（人種／国籍及び出生証明書も参照）。

3.107 法律は、タイで出生した子供は全員、両親の地位にかかわらず、出生証明書の発給を受けることと定めているが、両親の多くは、特に遠隔地に住む民族的少数派は、出生証明書を受け取っていない。障壁として事務手続の複雑さ、言語及び地理的障壁、渡航制限、誤った情報を伝えられた又は不誠実な地方職員及び出生証明書の重要性に関する認識の欠如が挙げられる（出生証明書を参照）。

3.108 法律によって、無国籍者は投票又は土地の所有ができず、移動が制限されている（国内移住を参照）。無国籍者はどの職業でも合法的に働くことができるが、特定の職業に関する免許は市民に限定されている。多くは、農業や建設で高い技術を必要としない仕事に就いている。タイの無国籍者は、性的及び労働搾取と人身売買の被害に遭いやすい（治安情勢を参照）。

3.109 一般に、無国籍者はタイ市民よりも悪い健康及び教育成果を経験している。無国籍者はタイの学校に通うことはできるが、アクセスは均等ではない。また、タイの大学にも入学できるが、政府ローンは利用できない。無国籍者は国民保険制度（UCS）の下で無料の医療サービスを受ける資格がない。一部の無国籍者は「法的地位に問題がある人々向け国家医療基金（National Healthcare Fund for Persons with Legal Status Problems）」の対象となっているが、多くはNGOsが提供するサービスに依存している。医療サービスを全く受けることができない無国籍者もいる。

3.110 2024年までに無国籍者をゼロにするという誓約の一環として、タイ政府は人々が市民権を獲得することを更に容易にするため、国籍や市民登録に関する諸法を徐々に改正してきた。この結果、2008年以降10万人超の無国籍者がタイの市民権を獲得してきた。とはいえ、市民権の取得手続は過度に官僚的かつ複雑であり、その手続を踏むのは依然として困難が伴う。市民権取得に成功する無国籍

者は、NGOsの支援を受けて初めて手続を踏める場合が多い。推定によると、政府が現在受理している申請の全てについて国籍を与えようとすれば数十年はかかるだろうと思われる。

3.111 タイの無国籍者は移動の制限、土地所有禁止並びに教育、医療及びその他の必要な不可欠なサービスの利用を妨げる障壁という形態で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。市民権取得のための道筋は存在するが、構造的な障壁があるため利用できないことが多い。無国籍者は性的及び労働搾取並びに人身売買の被害に遭う中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

高利貸の被害者

3.112 高利貸はタイ国内にまん延する深刻な問題である。高利貸は総貸出のおよそ20パーセントを占めている。高利貸から借錢している人々の少なくとも半数は、正規の金融業者にも負債を抱えている。多くの場合、被害者は複数の金融業者から借錢しており、ある金融業者に返済するために他の金融業者から借錢している。被害者は工場労働者や日雇労働者から小規模農家、経済移民及び中小企業（SMEs）経営者にまで及んでいる。貸出金額はわずか3,000タイ・バーツ（120豪ドル）から100万タイ・バーツ（4万豪ドル）以上までの幅がある。

3.113 高利貸は通常、しばしば毎日利息がつくような極めて高い利息を請求する。例えば、被害者が5,000タイ・バーツ（200豪ドル）の借入をしたとすれば、1日当たりの利息125タイ・バーツ（5豪ドル）を25日間毎日支払った上で、返済期限となる25日が経過した時点で元本を全額返済しなければならない。この場合、実効利率は実に60パーセントを超えてしまう。また、借入人は借りた名目金額よりもかなり少ない金額を受け取ることが多い。例えば、被害者が1万タイ・バーツ（400豪ドル）借りたとすれば、高利貸が請求する「控除額」により、実際には7,200タイ・バーツ（300豪ドル）しか受け取ることができない。

3.114 小規模な借入人は、担保として銀行カード又は身分証明書を引き渡すことが多い。農家は土地の権利書を担保にして借入を確保する傾向がある。しかしながら、貸出の多くは資産のみでは担保されず、親戚又は村長の保証を取ることになる。農機などの資産を担保とする貸出は、貸付人は借金を返済させるために資産を差し押さえができるため、借入人が債務を返済しない場合、貸出金を回収するのが通常はより容易である。兵士は上官による高利貸の被害者になることがある。上官は下級兵士が不正に階級を買収するのを支援するため、その下級兵士に金を貸し出す。下級兵士は更なる汚職によってその負債を返済することになると報じられている。

3.115 高利貸業者には、犯罪組織、裕福な個人及び腐敗した官僚などが含まれる。高利貸業者の中には、取立人として元警察官—「黒ヘルメット」として知られる一を雇う者もいる。取立人は借入人に負債の返済を強制するために、言葉による嫌がらせや訴訟の脅し、あるいは借入人が入れないようにするため資産に掛けてある錠前を強力瞬間接着剤で固めるといった器物損壊行為など様々な手段を用いる。また、取立人は、借入人は負債を返済しない「悪者」だという内容でドキシングを行ったり、張り紙を借入人の職場又は自宅の周辺に掲示したりする場合もある。さらに、より過激な手法として、取立人はテレビや炊飯器などの資産を差し押さえたり、借入人の自宅や店舗を全焼させたり、借入人や家族、保証人に対して暴力的な脅迫（性的な脅しを含む）を行ったり、身体的攻撃を行ったりする。DFATは、被害者が負債を返済するために激しく殴打されたり、麻薬密売や売春を強制されたりする事案を把握している。被害者の自殺率は高い。

3.116 タイは、貸出で請求できる最高金利の上限を15パーセントに定める民法（Civil Code）第156条、及び高利貸を犯罪とし、懲役2年の刑を科す民法第2560条に基づき、高利貸を犯罪としている。高利貸の被害者は警察、内務省及び首相室（Prime Minister's Office）などの機関を通じた支援を利用することができる。また、被害者は、24時間年中無休のホットラインで高利貸による虐待対抗センター（Center for Countering Abuse by Loan Sharks）に連絡を取ることもできる。警察は高利貸に関する苦情を捜査しており、高利貸は定期的に逮捕され、刑務所に収容されている。例えば、2022年上半期には高利貸の嫌

疑で100人超が逮捕された。

3.117 こうした保護措置があるにもかかわらず、国内情報源の報告によると、被害者は助けを求める方法を知らないことが多い、また、当局は高利貸と闘う資源が不足しているほか、その取組も連携が不十分であることが多い。汚職は深刻な障害であり、地元職員は高利貸に関与するか、見て見ぬふりをすることが多い。高利貸とされる人物が政府高官、軍士官又は警察官若しくは地元の陰の実力者である場合、被害者が国家の保護を求めるのは困難又は不可能となるおそれがある。

3.118 高利貸の被害者は言葉、社会的及びオンラインによる嫌がらせという形態で犯罪組織の被害に遭う高度のリスクに直面しており、暴行、放火及び器物損壊などの暴力による中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。国家の保護を求めるための手段は存在するものの、特に高利貸が高い地位にいる又は大きな権力を持つ人物である場合、これらの手段は効果的でないことがある。

4. 補完的な保護の申立て

恣意的な生命の剥奪

超法規的殺害

4.1 タイには、超法規的殺害など国家支援による暴力の歴史がある。加害者は兵士、警察官、準軍事組織、民兵などである。被害者には、抗議参加者、市民社会活動家、王室を批判する人々及びSBPにおける反政府勢力の疑いがある人々が含まれている。国家が支援する関係者は概して訴追を免れており、加害者が裁判にかけられることはほとんどない。2000年代中ごろにタクシン政権が仕掛けた「麻薬撲滅戦争」により、告発された数千人の麻薬売人が超法規的に殺害される結果となった。被害者の多くはその後、麻薬取引とは全く関係がないことがわかった。

4.2 複数の国内情報源の報告によると、タイ国は近年戦術を変え、反対派を沈黙させるために殺害や失踪ではなく「ローフェア」又は司法部門による嫌がらせという手段を好むようになってきた（実際の又はそうみなされた政治的意見を参照）。米国国務省の2022年度人権報告書は、2022年にタイでの超法規的殺害を記録しなかった。

強制的又は非自発的失踪

4.3 タイで強制失踪は発生するが、米国国務省は2022年に強制失踪を1件も記録しなかった。2022年8月、議会は拷問及び強制失踪の防止・抑制法 (*Prevention and Suppression of Torture and Enforced Disappearances Act*) を可決した。同法は強制失踪を犯罪としており、5～15年の禁錮刑と10万～30万タイ・バーツ (4,000～1万2,000豪ドル) の罰金刑が科される。また、同法に基づき、申し立てられた事案を捜査し、将来の事案を予防するための仕組みを提供する委員会が設置されており、法務大臣 (Minister of Justice) が議長を務めている。

4.4 2015年8月に公表された「強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会 (United Nations Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances)」の最新報告書の中で、国連は1980年以降タイで82件の強制失踪事案を記録したと記述している。複数の人権団体は、被害者の一部の家族や証人は報復を恐れて沈黙を保っているため、実際の数字はもっと大きいと考えている。この82件のうち、正式に解決したものは1件もなく、裁判にかけられている加害者は誰もいない。

拘禁中の死亡

4.5 タイでは、国家職員の手によるものを含め、拘禁中の死亡事件が時折発生する。タイは、拘禁中の死亡数に関する公式数値を発表していない。2021年8月、ナコンサワン (Nakhon Sawan) で警察官らが麻薬売人容疑者を拷問し、窒息死させるところを映した動画が流出した。警察官らはこの容疑者から6万1,000米ドル (10万豪ドル) の賄賂を脅し取ろうとしたと報じられている。この事件で警察官6人が殺人の罪で終身刑を言い渡された。この6人の中には、違法に入手した高級車の数百万ドルに及ぶコレクションを所有し、「フェラーリのジョー (Joe Ferrari)」のあだ名を持つリーダーも含まれてい

た（拷問も参照）。

4.6 2019年8月、反政府勢力の疑いがある者がパッターニーで軍による拘禁中に尋問された後で死亡した。この男性の家族を支援している弁護士によると、この男性は拷問を受けて殺された可能性があった。軍事委員会は彼が自然死を遂げたと判断した。NHRCもこの事件を捜査したが、「死因を示す明確な医学的証拠」は発見されなかった。近年、移民拘禁施設で数件の死亡事件があったが、複数の人権監視団体はこれを怠慢によるものとみなしている（拘禁及び刑務所を参照）。

死刑

4.7 刑法は、殺人、強姦、放火、テロリズム、賄賂の要求若しくは収賄、反逆、スパイ行為又は麻薬密売若しくは所有など様々な犯罪に関して、死刑を認めている。死刑の対象から除外される者は、罪を犯した時点で18歳未満の者、妊娠中の女性、精神異常者及び知的障害者である。執行法は、致死注射である。

4.8 2022年末時点で195人の死刑囚がおり、その大半は麻薬密売の罪で収容されている。処刑はまれであり、2003年以降に処刑されたのは3人のみである。最新の処刑は殺人の罪で死刑を科された者に対して2018年6月に行われた。君主は処刑を承認する又は死刑を恩赦若しくは減刑する広範な権限を有している。

拷問

4.9 タイはCATの締約国であり（人権枠組みを参照）、憲法第28条は拷問、残忍な行為又は残虐な若しくは非人道的な手段による処罰を禁じている。国家職員による拷問を犯罪とする拷問及び強制失踪の防止・抑制法は、2022年に可決された。同法は苦情を捜査する体制を構築とともに、違反者に対して5～15年の禁錮刑と10万～30万タイ・バーツ（4,000～1万2,000豪ドル）の罰金刑を科している（強制的又は非自発的失踪も参照）。

4.10 法的保護があるにもかかわらず、タイでは軍隊や警察によるものを含む拷問に関する信頼できる報告書が複数あった。被害者は、抗議参加者、犯罪容疑者、反政府活動の容疑者などである。手法としては殴打、火傷、電気ショック及び窒息などがある。警察は、自白を引き出す目的を含め、容疑者を虐待し、拷問していると報じられている。広く報じられている2021年の「フェラーリのジョー」事件では、金銭を脅し取ろうとしてプラスチック袋で窒息させることにより容疑者を拷問した警察官が関与していた（拘禁中の死亡を参照）。

4.11 治安部隊は南部国境県（SBP）における反政府活動と関係がある人々から情報を引き出すために拷問を利用していることで知られているが、国内情報源の報告によると、こうした拷問は以前よりもはるかに少なくなっている。アムネスティ・インターナショナルの2016年報告書「明日までに自白させよ（Make Him Speak by Tomorrow）」は、2014年のクーデター後に治安部隊が抗議参加者その他の被拘禁者に拷問を加えた複数の事件について詳述している。2020～21年の抗議活動中に拘禁された一部の抗議参加者が拘禁中に警察から殴打、殺害の脅し、タバコで火傷させるなどの拷問を受けたという信頼できる報告が複数ある。

4.12 拷問について責任を問われることはまれであり、解決を見ないまま捜査が数年間継続される事案が多数ある。国内情報源は、2022年拷問及び強制失踪の防止・抑制法が抑止力となり、将来的に説明責任を問うための仕組み作りの基盤になると期待していると報告した。

4.13 特定の集団が直面する拷問のリスクに関する評価については、王室を批判する人々、抗議参加者及び南部国境県（SBP）における反政府活動と関係がある人々などの関係セクションを参照されたい。

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

4.14 下級兵士に対するいじめと身体的虐待の事案（中には、死亡に至ったものもある）に関して多数の報告が行われてきた。2021年1月、陸軍新兵2人はマリファナを所有していたとして訓練係軍曹から殴打され、拷問を受けたと主張し、当局に苦情を申し立てた。2018年、22歳の徴集兵が3週間前にロップブリー（Lopburi）の陸軍キャンプで上級兵3人から殴打された後に死亡した。2022年12月、女性警官が彼女のメイドとしての任務を与えられた女性兵士の身柄を拘束し、身体的虐待を加えた後、人身売買と暴行などの罪で起訴された。

4.15 君主のちよう愛を失った宮殿護衛者その他の人々に対する残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は処罰の疑惑に関する情報については、[王室を批判する人々](#)を参照されたい。

恣意的な逮捕及び拘禁

4.16 憲法第28条は、逮捕と勾留は裁判所が発出した命令書若しくは令状、又は法が定めるその他の理由によらない限り認められないものとする、と定めている。警察により逮捕又は勾留された者は、大半は48時間以内にその勾留について司法審査を受ける権利があり、また、違法に勾留されていると裁判所が判示すれば補償を受ける権利がある。この要件は、緊急命令などの条項が適用される場合を除き、概して遵守されているとDFATは理解している（[抗議参加者](#)、[南部国境県（SBP）における反政府活動と関係がある人々](#)を参照）。

4.17 2014年のクーデター事件（[近年の歴史](#)を参照）を受けて、NCPOはHNCPO命令3/2015に基づき、およそ2,000人を召喚し、逮捕し、拘禁した（[実際の又はそうみなされた政治的意見](#)を参照）。拘禁された人々の中には、政治家、活動家、ジャーナリストに加え、退陣させられた政府を支持した人、君主の感情を害した人又は反クーデター活動に関わった嫌疑で告発された人などがいた。軍事当局は、被拘禁者を釈放する前に、拘禁中は大切に扱われたこと、今後は政治活動を控えること、また、地元の外に移動する前に許可を求めるに同意する文書への署名を被拘禁者に要求することが多かった。

4.18 2014年のクーデター事件の後、当局は「態度の矯正」セッションに参加させるために少なくとも929人を召喚した。そのようなセッションの対象になった人々は、軍キャンプで外部との連絡を断たれた状態で拘禁された。一部の人々は認められる限度である7日間よりも長く拘禁された。態度の矯正は概して身体的虐待を伴わなかったものの、当局は被拘禁者に対し、目隠しをしたまま車で秘密の場所まで連行したり、軍士官による長時間の尋問と威圧的な発言にさらしたり、独房に収容し、家族又は弁護士との面会を拒絶するなど心理的な圧力をかけたりした。DFATは、2019年以降に人々が態度の矯正セッションの対象とされた事案を知らない。

4.19 [非常事態下における行政に関する緊急命令](#)（*Emergency Decree on Public Administration in the State of Emergency*）（2005年、「緊急命令」）は、実施されている間、軍の駐屯地や警察署など非公式な勾留場所で人を起訴しないまま最長30日間勾留する権限を政府に与える。緊急命令はSBP内で実施されており、2020～21年のCOVID-19ロックダウンの間には全国で発動された。この期間中、緊急命令は反政府抗議参加者を逮捕するため頻繁に利用された。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 タイにおける国家保護機構の有効性にはばらつきがあり、軍隊、警察及び司法部門などの機関は政治化していることが多い。汚職は、特に警察の間で一般的である。様々な時点で、治安部隊の全部門が人権侵害に関与してきた。SBPなどで不処罰の文化が優勢となっている（南部国境県（SBP）における反政府活動と関係がある人々を参照）。

軍隊

5.2 タイ軍は5部門—タイ王国陸軍（Royal Thai Army）、タイ王国海軍（Royal Thai Navy）、タイ王国空軍（Royal Thai Air Force）、タイ王国軍（Royal Thai Armed Forces：共同司令部）及び国防省（Ministry of Defence）—で構成されている。タイ国王はタイ軍の正式な最高指揮官である。タイには、およそ35万人の現役兵とおよそ10万人の予備役兵がいる。

5.3 国防省は軍人（士官、下士官（NCOs）、兵士及び新兵を含む）に対し、人権研修を受けるよう義務付けている。SBP内の士官は、特定の状況下における詳細な緊急時対応策を含む特別な人権研修を受けている。それにもかかわらず、タイ軍人による拷問や虐待、恣意的な逮捕及び超法規的殺害などの人権侵害について十分に裏付けられた信頼できる報告が複数ある。責任を問われる加害者は、皆無ではないにせよ、まれである。

5.4 1954年兵役法（Military Service Act）に基づき、21歳超の男性は兵役義務を果たす資格がある。徴集兵はくじ引きで選出される。良心的兵役拒否に関する規定はない。毎年およそ10万人がくじ引き制度により徴集される。兵役期間にはばらつきがある。大学の学位を持つ人々は通常は6か月間、くじ引きで徴集されれば1年間兵役に就く。中等教育を修了した人々は、志願する場合は1年間、徴集される場合は2年間兵役に就く。人々は徴集を回避するため、又は早期に除隊するために官僚に賄賂を贈ることがあるが、そのような行為を行った場合は最長3年の禁錮刑を科される可能性がある。多少の抵抗はあるものの、徴集に対する社会的及び政治的圧力が高まってきているため、軍隊は今後10年間で大半が志願兵で構成されるよう徐々に体制を移行していく可能性が高い。

警察

5.5 タイ王立警察（Royal Thai Police：RTP）は、タイの国家警察である。RTPは首相室に直属する長官（Director-General）が指揮する。RTPは、およそ22万人の警察官を擁する。

5.6 首都圏警察（Metropolitan Police Bureau）はバンコクにおける警察活動に責任を負い、県警察部門（Provincial Police Division）が残りの76県における警察活動に責任を負う。4万人を擁する準軍事組織である国境警備警察（Border Patrol Police）は、反政府勢力との戦いや越境犯罪の抑止を含む国境地域の警察活動に特別の責任を担う。RTPの他機関としては、中央捜査局（Central Investigation Bureau：CIB）、麻薬取締局（Narcotics Suppression Bureau）、警察教育局（Police Education Bureau）、観光警察局（Tourist Police Bureau）及び移民局（Immigration Bureau）がある。

5.7 2018年10月、「ラチャワロップ警察リテナー、国王警備隊904（Ratchawallop Police Retainers,

King's Guards 904) 」と呼ばれ、1,600人を擁する新たな警察部門が創設された。この部門は王族に警護を提供し、国王の「王室の願い」を実行し、「その行動が国家安全保障と王室に脅威を与える個人及び集団」に関する情報を収集する（王室を批判する人々を参照）。

5.8 刑事事件への対応におけるタイ警察の有効性には、ばらつきがある。国内情報源の報告によると、麻薬密輸や人身売買の捜査に従事し、危険な犯罪者を「殺害又は捕縛」する任務を担う部署などRTPにおける一部の部門は極めて有効な活動をしている。一方、下級レベルの警察官は給料が低く、銃を含めた装備の調達を自己負担している。警察官が有罪判決を確保するために被告人に対し威圧や拷問を行い、自白を引き出すことは一般的であると報じられている。収入を補うために、警備員のアルバイトをする警察官もいれば、密輸などの違法活動に関わる警察官もいる。

5.9 歴代の政権が警察の汚職の問題に取り組むと約束しているにもかかわらず、汚職は広範に及んでいる深刻な問題となったままである。警察内の汚職を減らす取組は概して制度的な問題に対処することよりも個々の警察官による「正直な」行動を奨励することに重点を置いてきた。加害者が高い地位にある又は大きな権力を持つ者である場合、犯罪の被害者が警察に正義と保護を求めるのは困難又は不可能となることがある。2023年9月、地元の陰の実力者の親戚を不正に異動させるのを拒否したという警察官が殺害された事件で、他の25人の警察官がその事件を防止しなかった（あるいはこの事件で共謀していた可能性がある）ことを受けて、RTPはタイのメディアに広く批判された。

5.10 タイ警察による拷問や虐待、恣意的な逮捕及び超法規的殺害などの人権侵害について十分に裏付けられた信頼できる報告が複数ある。国民は、警察の人権侵害に関する苦情を、告発された警察官の上司、監察総監室（Office of the Inspector General）又は警察庁長官（Police Commissioner General）に申し立てができる。NHRCT、タイ弁護士評議会（Lawyers' Council of Thailand）、国家汚職防止委員会室（Office of the National Anticorruption Commission）、最高裁判所（Supreme Court of Justice）、MOJ、首相室及びオンブズマン室（Office of the Ombudsman）も警察の人権侵害と汚職に関する苦情を受理している。警察の虐待に関する苦情が処罰という結果につながることはまれである。捜査は表面的であることが多く、苦情申立人は名誉毀損罪で警察から反訴を提起されることがある（実際の又はそうみなされた政治的意見を参照）。

特別捜査局（DSI）

5.11 2002年に設置された特別捜査局（DSI）は、1,600人の職員を擁する捜査機関で法務省の監督下にあり、タイ王立警察（RTP）から独立して活動している。DSIは、複雑な刑事事件、国家安全保障に影響を及ぼす事件、組織犯罪が絡む事件、政府高官や警察官が犯罪に関与している可能性がある事件などの、公共の利益を害する深刻な犯罪を捜査する法定権限を有する。DSIは、自ら捜査を開始する権限を与えられている。

5.12 DSIは潤沢な資金があり、かつ、極めて有能な組織であると報じられているが、その職員は汚職や不正行為で告発されることもある。2023年1月、DSI長官は、元ナウル総領事（Nauru Consul General）の邸宅で活動していた中国ギャングの容疑者11人を釈放させるために950万タイ・バーツ（40万豪ドル）の賄賂を受け取った嫌疑で告発されたDSI職員5人を処分しなかったと報じられた後、解任された。

司法部門

5.13 憲法は、公正な、かつ、公開された裁判に対する権利と推定無罪を定めている。裁判の大半は公開されているが、裁判所は国家安全保障、王室、児童又は性的虐待が関係する事件の裁判を非公開にするよう命じることができる。普通刑事裁判所における被告人は、自身が選択した弁護士と接見する権利、起訴内容に関する詳細な情報を迅速に知る権利、必要に応じて通訳者の支援を無償で得る権利、裁判に出頭する権利、抗弁に備えるために十分な時間と施設を利用できる権利など様々な法的権利を享受している。また、被告人は有罪を証言又は自白することを強制されない権利、証人と対決する権利及び控訴する権利も有している。これらの権利は概して尊重されているが、当局は、特に小さ

な県又は遠く離れた県において、時としてその全てを被告人に与えることはしていないと報じられている。

5.14 刑法第10条は、二重処罰（同一の罪について二度裁かされること）を禁じている。同条項には「タイ王国の外で過ちを犯す者は誰であっても、外国の裁判所で当該者が無罪であることを決定する最終判決があった場合、又は外国の裁判所で当該者が有罪であることを決定する最終判決があり、当該者が既にその刑期を終えている場合、そのような過ちを犯したことについてタイ王国内で再び処罰されないものとする。」と明記されている。この法律は実際に尊重されている。

5.15 2014年から2019年にかけて、与党の国家平和秩序評議会（NCPO）は王室に対する違反行為、反乱、暴動、武器に関する違反行為、NCPOの命令違反を理由として起訴された事件の審理を民間刑事裁判所から軍事裁判所に変更した。軍事裁判所は民間人の被告人に対し、民間法廷と同じ法的保護は与えていなかった。およそ2,408人がこれらの軍事裁判所において起訴された。既に有罪判決を受けた人々は、控訴権がない。

5.16 司法部門に対する公衆の信頼は、裕福な又は人脈が広い者が汚職を通じて法の裁きを逃れる悪名高い事案によって損なわされてきた。批評家は、こうした状況と検察官が政府や王室に反対する人々を積極的に追跡する状況を対比することが多い（王室を批判する人々を参照）。憲法裁判所を含む裁判所は繰り返し野党政治家や野党に不利な判決を下してきたため、裁判所が独立性を欠いているという認識が高まっている（野党政治家を参照）。2020～2021年の抗議運動における要求事項の中に司法制度の改革が含まれていた（抗議参加者を参照）。

拘禁及び刑務所

5.17 米国国務省は、その2022年度「人権慣行に関する国別報告書」の中で、タイの刑務所の状況を「劣悪である」と記述している。それでも、国内情報源の報告によると、タイの刑務所は以前よりはるかに良くなった。過密状態は主要な問題であり、トイレ施設は簡易なものだった。食料と水は質、量ともに十分であると報じられている。受刑者は無償で医療、薬剤、ワクチン、歯の治療を利用することができる。バンコクの刑務所の状況は概して県刑務所よりも良い。国内情報源の報告によると、刑務所内の暴力は一般的ではなく、受刑者に対する刑務官の暴力は極めてまれである。しかしながら、警察に勾留されている者に対する暴力は一般的であると報じられている（警察、拷問、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を参照）。

5.18 男性、女性及びトランスジェンダーの受刑者は別々に収容されている。また、15歳未満の年少者向けに別の施設がある。政治犯は一般的の受刑者と一緒に収容されている。受刑者は通常午前8時から午後3時まで中庭で過ごし、運動をすることもできる。独房への収容は最長1か月であり、罰として利用される。独房に収容されている間、受刑者は訪問客との面会を認められず、特権もはく奪される。

5.19 受刑者が苦情を申し立てる手段があり、国内情報源によると、人権侵害の報告は真剣に受け止められた。タイ国家人権委員会（NHRCT）は受刑者との面談を含め刑務所を監視する。COVID-19パンデミックが始まって以降、国際機関は刑務所を監視できなくなっているが、外国大使館は自国民を訪問することができている。

5.20 当局は、未登録移民、難民及び庇護希望者（全て、「違法移民」に分類されている）を、全国にある移民拘禁施設（IDCs）に拘禁している（難民及び庇護希望者を参照）。IDCsは、移民警察局によって管理されているが、十分に統制されていないと報じられている。

5.21 国内情報源の報告によると、IDCsの状況は正規の刑務所施設よりもはるかに悪い。IDCsはひどい過密状態にあり、食料や浄水、トイレを十分に利用することができない。医療も不十分である。近年、COVID-19などで一部の被拘禁者が死亡している。DFATは、受刑者間暴力や刑務官による暴力や恐喝についての報告が複数あるのを把握している。被拘禁者は訪問客に会うことができず、国際機関はIDCsの状況を監視する機会が限られている（難民及び庇護希望者を参照）。

国内移住

5.22 憲法第38条は国内移動の自由を定めているが、国家安全保障、公共の秩序、公共の福祉、町又は国の計画、家族地位の維持又は未成年者の福祉のために法律でこの権利を制限することも認めている。あらゆる背景を持つタイ市民は、様々な理由で頻繁に国内移住している。

5.23 政府は、市民ではないが政府が発行したIDカード（身分証明書）を所有している無国籍者の自由な国内移動を制限している。当局は、これらのカード所有者が郡事務所からの許可を得ずに居住郡外を旅行する、又は知事の許可を得ずに居住県外を旅行するのを禁じている。違反者は、罰金刑又は45～60日の禁錮刑を科される。IDカードを持たない無国籍者は、旅行することができない。

5.24 複数の人権団体によると、警察は内陸検問所で無国籍者がある郡ら別の郡へ移動するのを許可する見返りとして賄賂を要求することが多い。また、2つのグループー数十年タイ国内に住む旧中国内戦の戦闘員とその子孫、及び北東部の13県に住むベトナム移民の子供たちーはその移動、居住、教育、及び就業へのアクセスを制限する法令の下で生活している。中国人集団の居住地は、北部の県であるチェンマイ、チェンライ (Chiang Rai) 及びメーホンソーン (Mae Hong Son) に限定されている。

5.25 女性の項で記述したように、子供がいる独身女性が国内移住しようとするのは、特に当該女性が経済的独立性を欠き、家族や友人の支援もない場合、より困難になる可能性がある、とDFATは評価している。特に政治的に機微な事案で警察から指名手配されている人々は、国内移住を通じて警察から逃れられる可能性は低い、とDFATは評価している。

帰還者の取扱い

出入国手続

5.26 憲法第38条及び第39条は、旅行、海外移住及び本国（タイ）帰還の自由、及び国外追放されないことを保障している。出入国管理は外務省（Ministry of Foreign Affairs）が監督し、1979年移民法に基づいて管理される。同法は、タイを出入国する者に対し、指定された出入国検問所のみを通じて出入国することを義務付けている。出入国する者は、その旅券と搭乗券（該当する場合）を提示することを義務付けられる。2022年7月以降、タイの空の国境を越えるのに到着及び出発カードはもはや義務付けられていないが、地上国境を越える場合は依然として必要書類となっている。

5.27 タイの出入国の大半は空路であるが、海路又は陸路からも可能である。現在、タイには定期的な国際サービスを提供する空港が10か所にある。出入国はバンコクとソンクラー港でも可能である。タイとマレーシア、ミャンマー、ラオス及びカンボジアの間の地上国境検問所は少なくとも20あるが、この一部は常に開放されているわけではなく、国境の両側で暮らす地元民のみにサービスを提供している場合もある。また、特にタイとミャンマーとの間の国境2,400kmに沿って、非公式の地上国境検問所も多数ある。この国境はジャングルの中にあり長く、しょう戒活動がないことを特徴としており、人々は当局に知られることなく日常的に越境している。

帰還者の状況

5.28 帰還者の状況は、個人の注目度によって決まる可能性がある。国内情報源の報告によると、注目度の低い帰還者は、出国する際に出入国にかかる違反を犯している場合にのみ、当局の関心を集め可能性が高い。当局は、帰還者が海外でどのような性格の庇護申請をしたのか知らない可能性が高い。最近オーストラリアから帰還した人々は自主的であり、議論を起こすことはなかった。

5.29 この数年間、特に政治的理由に基づき海外で庇護を申請する人々の数がかなり増加している。

国内情報源によると、当局はこれまでタイを脱出した政治的反対派のリストを作成してきたが、対象者の数と氏名は不明である。このリストは空港の出入国管理職員に配布されたと報じられているが、地上国境の職員には配られていない。DFATは、このリストが存在することを確認することができないものの、その存在はあり得ると考えている。近年、当局は近隣諸国から反王室活動家をタイに送還させるために積極的なアプローチを取っている（[王室を批判する人々を参照](#)）。当局は時折、認定を受けた難民を含む庇護希望者を本国送還している（[難民及び庇護希望者を参照](#)）。

文書

5.30 登録管理局（Bureau of Registration Administration）は、市民登録と身分証明書に責任を負う。全国に所在する郡事務所は、身分証明にかかる主要な書式に関してワンストップサービスを提供しており、書式の大半は今やコンピュータ化している。文書は、大きな困難もなく検証することができる。

タイ国民身分証明（ID）カード

5.31 タイ国民身分証明（ID）カードは、身分証明の主要な形式である。IDカードは、7～70歳のタイ国民に発行される。IDカードは、所持人の身元と政府サービスを受ける資格を証明することに加え、携帯電話契約の申込や銀行口座の開設など民間サービスを利用するためにも必要である。IDカードを携行するのは義務であり、正当な理由もなくIDカードを提示しない場合、最大200タイ・バーツ（10豪ドル）の罰金が科される。IDカードは生体認証式であり、所持人に関する基本情報（本人の顔写真、13桁のID番号、敬称、氏名、出生日、住所、発行日、有効期限（発行後6年間有効）など）を搭載している。住所を除く全ての項目はタイ語と英語で提供されている。当初のIDカードはタイ国内で申請しなければならないが、更新手続はタイの在外公館で行うことができる。国民IDカードのデジタル版も利用できる。

住居登録証

5.32 住居登録証は、個人の居住地を証明する公的文書である。住居登録証には、タイ国内に正式な住居を有する人の個人情報が含まれる。住居登録証は、自動車の所有権申請又は土地事務所への登録、銀行口座の開設、公益サービス（電気・ガス・水道など）の利用開始、投票など住所証明が必要とされる場合に利用されている。住居登録証は、タイ国民については青色、外国人については黄色である。

出生証明書

5.33 タイ人の親（母親又は法律上の父親）の子として出生した者は、出生時にタイ国籍を取得する。タイの法律は、タイ国内で出生した子供は、タイ人でない又は法的地位を一切有しない両親の家に生まれた子を含め、全員が出生を登録し、出生証明書を取得する権利を有すると定めている。出生証明書は通常、出生後15日以内に、出生があった病院が地元の市民登録事務所に申請する。病院外で出生した場合、村長が出生証明書を申請する責任を負う。

5.34 タイ国内での出生は、自動的に市民権を付与するものではない。法律は、市民権の根拠を両親の少なくとも一方がタイ市民であること、男性のタイ市民との結婚又は帰化に置いている。また、個人は、内務省が内閣から承認を得て又は国籍法に従って実施する政府の特別指定基準により市民権を得ることもできる。民族的少数派集団のメンバーの多くは、市民権を公認されていない。国籍法が近年改正されたことで、「住む場所を追われたタイ人」であるという追加基準を満たすタイ族の無国籍者とその子供は、「出生によるタイ国籍」の地位を申請できるようになっている（[無国籍者を参照](#)）。

結婚証明書

5.35 タイで合法的に結婚するためには、両当事者とも17歳以上であるか、又は両当事者の結婚を認める裁判所命令がなければならない（児童も参照）。両当事者ともタイ人である場合、両人のIDカードと住居登録カードを提示するとともに、少なくとも2人の証人を伴わなければならない。以前に結婚したことがある場合、離婚又は配偶者の死亡証明も必要となる。タイ人と結婚する外国人は、パスポートと到着カードの写し、配偶者の有無に関する大使館からの宣誓供述書、及び承認されたMFA翻訳者による当該宣誓供述書の翻訳版を提示しなければならない。結婚証明書は、両当事者に発行される。

旅券

5.36 タイは一般旅券（濃い赤）、公用旅券（青）、外交旅券（赤）及び一時／緊急旅券（緑）のほか、ハッジ（*hajj*）旅券（イスラム教徒に発行され、サウジアラビアへの巡礼の旅をできるようする）を発行している。全ての種類には、国章の上部に「旅券」と「タイ」という言葉がタイ語で記載され、下部に「THAILAND – PASSPORT」と記載されている。タイは2005年以降、生体認証式旅券を発行しており、生体認証のシンボルが電子旅券の下部にある。旅券は66ページで、5年間有効である（ハッジ旅券は2年間有効）。一般旅券は1,000タイ・バーツ（50豪ドル）の費用がかかる。

5.37 旅券には、以下の情報が含まれている：所持人のデジタル写真、種類（一般は「P」／公用は「O」／外交は「D」）、国名コード（THA）、旅券番号、名字、敬称（Mr/Ms/Mrs/Master 所持人名）、タイ語の氏名、国籍（THAI）、個人番号（タイ国民IDカードと同じ）、出生県、生年月日、性別、発行日、有効期限、発行当局、身長（メートル）、所持人署名及び機械可読部領域。全情報はタイ語と英語で印刷されている。

偽造の横行

5.38 タイは盗難、改ざん及び／又は偽造文書では、長きにわたって世界有数の中心地の一つとみなされてきた。複数の航空会社の職員用身分証明パス、多数の国々の市民権証明書及び運転免許証、欧米の一流大学の卒業証書及び修了証書（オーストラリアのものを含む）など、質の高い様々な偽造文書が出回っており、路上ですぐに購入できる。旅券窃盗については確立された取引ルートがあり、ギャングは注文に応じて欧米の旅券を盗み取ると報じられている。国際監視団体の報告によると、タイで偽造された旅券は世界で最高品質のものとされている。タイ当局はこの旅券取引の撲滅に関しことんど何もしてきておらず、監視団体は公務員のあらゆるレベルで広く共謀が行われていると主張している。

5.39 国内情報源の報告によると、タイ国民IDカードは、その表面に記載されている13桁のID番号を変えることができないため、最も信頼される身分証明書の形式である。生体認証情報が内蔵されている文書は概して、その情報がない文書ほど偽造されやすくはない。

5.40 文書偽造に関する報告は、特に旅券に関しては、偽造が欧米諸国の身分証明書に集中しがちであることを示唆している。しかしながら、取引ルートが確立され、偽造文書が高品質であることを踏まえると、タイの身分証明書に関する偽造を軽視することはできない。